

共に生き、共に支え合う共生社会の実現

壬生町障がい者基本計画及び
第5期壬生町障がい福祉計画・
第1期壬生町障がい児福祉計画

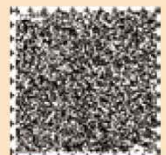


▲むつみの森 就労支援施設にて「キーホルダー」

音声コード

平成30年3月

壬 生 町



活字音声読み上げ装置で、情報を音声で聞くことができます。

はじめに

近年、障がい施策については、国においては平成24年6月に「障害者総合支援法」、平成25年6月に「障害者差別解消法」などの法令を整備し、各種施策の充実に取り組んでいます。また、平成28年6月に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が制定され、平成30年度施行に向けた新たな制度や取り組みが進められています。



本町においては、平成27年3月に「壬生町障がい者基本計画・障がい福祉計画（第4期）」を策定し、「共に生き、共に参加するふくしのまちづくり」を計画の基本理念として、地域共生社会の実現に向けて施策を実施してまいりました。

このたび、前計画期間終了に伴い、今後も施策の推進を図ることを目的に「壬生町障がい者基本計画」と「壬生町障がい福祉計画（第5期）」を、また今回から障がい児のニーズに的確に対応できるよう「壬生町障がい児福祉計画（第1期）」を策定しました。

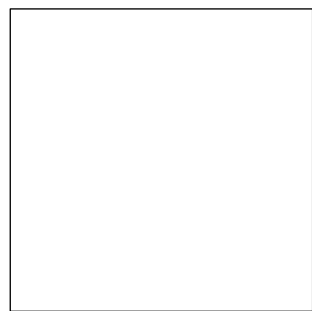
今回策定した計画に基づき、町民の皆様、関係機関や団体と協力しながら障がいのある人が住み慣れた地域で自立や社会参加を行えるよう、障がい者福祉事業を推進してまいります。引き続き皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました町民の皆様並びにご協力をいただきました策定委員会、関係機関の方々に、厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

壬生町長

小菅 一弥



[目 次]

第1章 計画の策定にあたって

1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	計画の位置づけ	4
1-3	計画の性格	5
1-4	計画の期間	5
1-5	計画における障がい者の定義	5

第2章 壬生町の障がい者等の状況

2-1	手帳所持者数の推移	6
2-2	第4期障がい福祉計画の目標値と実績	11
2-3	第4期障がい福祉計画の実施状況	12

第3章 計画の基本理念と施策体系【障がい者基本計画】

3-1	計画の基本理念	15
3-2	施策の体系	16
3-3	計画の基本目標	17
1	共生社会実現の推進	17
2	生活支援サービスの充実	19
3	保健・医療サービスの充実	23
4	障がい児福祉と教育の充実	25
5	地域社会への参加と自立の推進	27
6	安全・安心なまちづくりの推進	29

第4章 障害福祉サービスの充実【障がい福祉計画・障がい児福祉計画】

4-1	平成32年度の目標値	31
4-2	障害福祉サービスの体系	33
4-3	障害福祉サービスの見込みと確保策	34
(1)	訪問系サービス	34
(2)	日中活動系サービス	35
(3)	居住系サービス	40
(4)	計画相談支援等	41
(5)	障害児通所支援	42
(6)	障害児相談支援	44
4-4	地域生活支援事業の見込みと確保策	45
4-5	その他障害福祉サービス	51

第5章 計画の推進体制

5-1	推進体制の整備	52
5-2	計画の推進主体	53
5-3	計画の進行管理	53

資料編

1	策定経過	54
2	壬生町障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定委員会委員名簿	55
3	アンケート調査結果	56
4	用語解説	67

第 1 章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

本町では全ての町民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らし共に参加する「福祉」のまちづくりを目指し、平成23年度に「壬生町障がい者基本計画（平成24～29年度）」、平成26年度に「第4期壬生町障がい福祉計画（平成27～29年度）」を策定し、計画に掲げた目標を達成するため各種施策の推進に取り組んできました。

計画策定後の関係法令や社会環境等の変化、上記計画が平成29年度に終了することに伴って見直しを行い、本町の障がい者福祉の充実を一層進めるため、新たな「壬生町障がい者基本計画（平成30～35年度）」及び「第5期壬生町障がい福祉計画（平成30～32年度）」、「第1期壬生町障がい児福祉計画（平成30～32年度）」の策定を一体的に行うものです。

■ 障がい者関係法令の動向

- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」
 - ・平成24年10月に施行され、障害者虐待の防止や早期発見、養護者に対する支援等に努めるとともに、「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報が義務付けられるなど、障害者虐待防止等に係る具体的スキームが定められました。

- 「障害者基本法の一部を改正する法律」
 - ・平成23年8月に施行され、全ての国民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的に、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めることが盛り込まれました。

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」
 - ・平成25年4月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行され、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。
 - ・この法律では、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策（地域生活支援事業等）が定められました。
 - ・また、「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加え、障害支援区分を創設するとともに、知的障害者・精神障害者の特性に応じた区分の適切な配慮等の改正が行われました。

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」
 - ・平成28年4月に施行され、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者等が障害者に対して、障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為を禁止しています。
 - ・また、障害者や家族から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが求められることが示されました。

● 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」

- ・ 障害者総合支援法は、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。
- ・ また、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため児童福祉法の一部が改正され、平成30年4月1日に施行されることになりました。

● 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」

- ・ 発達障害者支援法については、平成17年4月施行から10年が経過し、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援など発達障害者の支援の一層の充実を図るため、平成28年8月に施行されました。

■ 最近の施策の主な動き

● 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）

- ・ 自立生活援助の創設
- ・ 就労定着支援の創設
- ・ 居宅訪問型児童発達支援の創設
- ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築 [障害児福祉計画の策定]
- ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援（平成28年6月3日施行）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）	
趣 旨	<small>（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）</small>
<p>障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。</p>	
概 要	
<p>1. 障害者の望む地域生活の支援</p> <p>(1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)</p> <p>(2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)</p> <p>(3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする</p> <p>(4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける</p> <p>2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応</p> <p>(1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する</p> <p>(2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する</p> <p>(3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする</p> <p>(4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする</p> <p>3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備</p> <p>(1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要がある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする</p> <p>(2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する</p>	
施行期日	
平成30年4月1日(2.(3.)については公布の日(平成28年6月3日))	
2	

資料：厚生労働省

■ 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る国の基本指針見直しのポイント

① 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進めるとともに、障害者総合支援法の改正において円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス（自立生活援助）が創設されたこと、「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめにおいて基幹相談支援センターが質、量ともに十分とは言えないとされていることなどを踏まえて基本方針の見直しを行うこと。

② 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・これからの精神保健福祉のあり方に関する検討会の議論を踏まえながら、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを理念として明確にするために基本方針の見直しを行うこと。

③ 就労定着に向けた支援

- ・障害者総合支援法の改正において、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されたことを踏まえ、支援開始後6か月経過後及び1年経過後の職場定着率の目標値を成果目標として加えること。

④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・障害児支援の提供体制を計画的に確保するため、障害児福祉計画を策定することとなったことから、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援などについて、基本方針に盛り込むこと。

⑤ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなるようにすることや、「地域共生社会」を実現するため、障害福祉分野についても住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性について、基本指針に盛り込むこと。

⑥ 発達障害者支援の一層の充実

- ・都道府県等における発達障害者支援地域協議会の設置の重要性を基本指針に盛り込むこと。また、発達障害者支援センターの業務を行うに当たっては、地域の実情を踏まえ可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を基本方針に盛り込むこと。

■ 成果目標 [平成32年度末]

① 施設入所者の地域生活への移行【継続】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目見直し】

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置

③ 地域生活支援拠点等の整備【継続】

- ・障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

④ 福祉施設から一般就労への移行等【拡大】

- ・就労定着支援1年後の定着率

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新規】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成30年度末まで）

1-2 計画の位置づけ

○ 障がい者基本計画

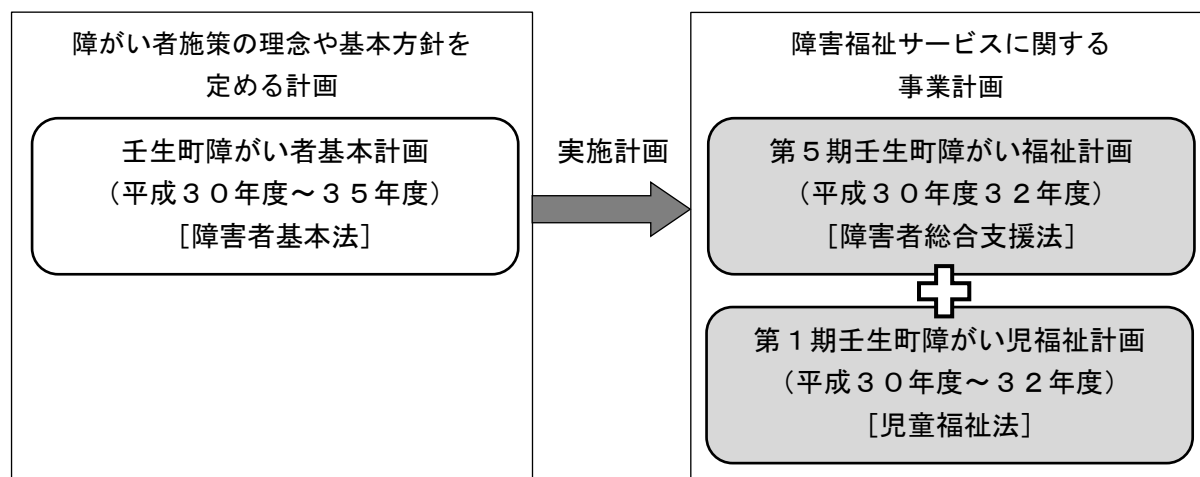
壬生町障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、本町が地域における行政の中核機関として、国や都道府県の所管する機関等との総合的な連携体制を構築し、障がいのある人に適切なサービスを提供できる体制をつくることを目的に、障がい者施策全般に関わる基本的な理念や方針を定める計画です。

○ 障がい福祉計画

第5期壬生町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がい者基本計画の基本的理念等を踏まえ、国の基本指針に基づき本町の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

○ 障がい児福祉計画

第1期壬生町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本町の障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として定める計画です。



1-3 計画の性格

本計画は、国の「障害者基本計画」、県の「とちぎ障害者プラン21」を基とし、町の第6次総合振興計画やその他関連計画との整合を図りながら策定し、本町の障がい者施策の方向性を示すとともに、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する方策を定めるものです。

1-4 計画の期間

壬生町障がい者基本計画は、平成30年度を初年度とする、平成35年度までの6か年計画となります。

また、障がい福祉計画は、3年ごとの計画策定が国の基本指針により定められています。このため第5期壬生町障がい福祉計画及び第1期壬生町障がい児福祉計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

ただし、国においては、国内法令の整備や新たな制度改革の取り組みが一層進められていく予定であることから、計画期間中においても必要に応じて本計画を見直す可能性もあります。

■ 計画の期間

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
壬生町障がい者基本計画 〈平成30年度～平成35年度〉					
第5期壬生町障がい福祉計画 〈平成30年度～平成32年度〉			第6期壬生町障がい福祉計画 〈平成33年度～平成35年度〉		
第1期壬生町障がい児福祉計画 〈平成30年度～平成32年度〉			第2期壬生町障がい児福祉計画 〈平成33年度～平成35年度〉		

1-5 計画における障がい者の定義

本計画における障がい者の定義は、障害者基本法第2条第1項及び障害者総合支援法第4条並びに児童福祉法第4条第2項に基づき、18歳未満の障害児を含み、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病及びその他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

さらに、社会的障壁の定義は、障害者基本法第2条第2項に基づき、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」とします。

また、本計画においては、法律等に基づく用語等については「障害」と表記し、それ以外の用語については、「障がい」と表記します。

第 2 章 壬生町の障がい者等の状況

2-1 手帳所持者数の推移

(1) 身体障がい者

(1) - 1 年齢別身体障害者手帳所持者の推移

本町における身体障害者手帳所持者の人数は、平成29年4月1日現在で平成24年度から12.9%増加して1,574人となっています。

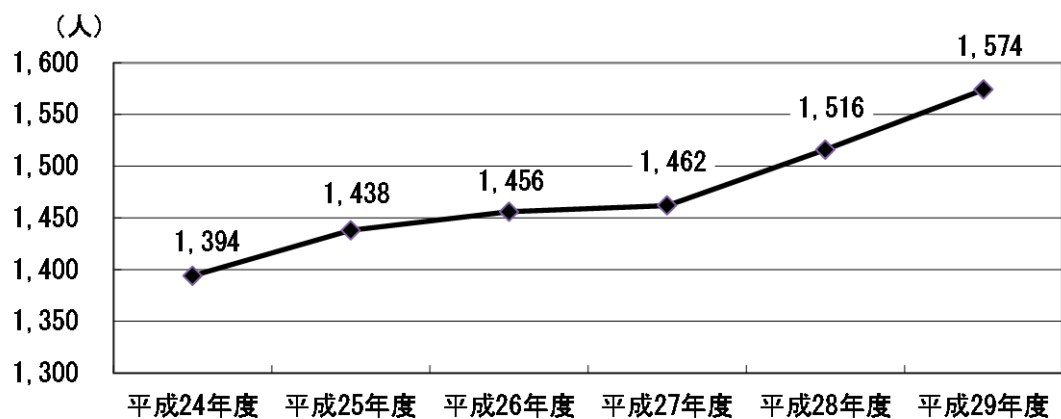
■ 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	39,356	39,823	39,912	39,808	39,793	39,708
身体障害者手帳所持者合計	1,394	1,438	1,456	1,462	1,516	1,574
18歳未満	23	22	21	17	16	16
18歳以上	1,371	1,416	1,435	1,445	1,500	1,558
手帳所持者対総人口比率	3.54%	3.61%	3.65%	3.67%	3.81%	3.96%

※総人口：住民基本台帳（平成25年度以降は外国人の数も含みます。）
健康福祉課調べ（各年度4月1日現在）

■ 身体障害者手帳所持者総数の推移



(1) - 2 障がい種類別身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を障がいの種類別構成比で見ると、「肢体不自由」が最も多い割合を占めています。また、「内部障がい・その他」については、平成24年度の29.6%から平成29年度は32.4%となっており、増加傾向にあります。

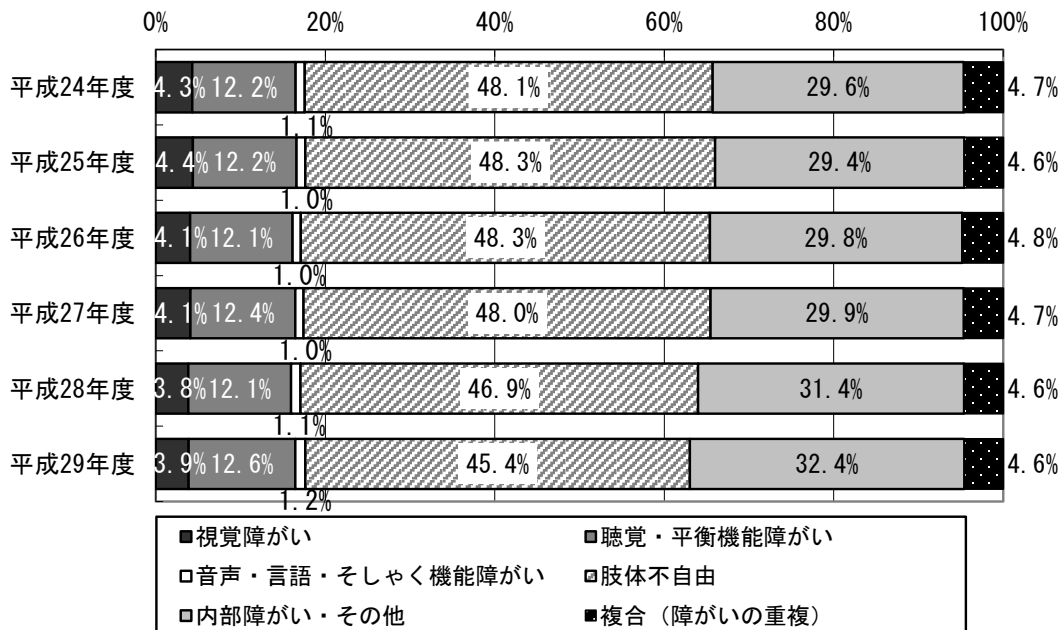
■ 障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者手帳所持者合計	1,394	1,438	1,456	1,462	1,516	1,574
視覚障がい	60	63	59	60	58	61
構成比	4.3%	4.4%	4.1%	4.1%	3.8%	3.9%
聴覚・平衡機能障がい	170	176	176	181	184	198
構成比	12.2%	12.2%	12.1%	12.4%	12.1%	12.6%
音声・言語・そしゃく機能障がい	15	15	14	14	17	19
構成比	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%
肢体不自由	671	695	703	702	711	714
構成比	48.1%	48.3%	48.3%	48.0%	46.9%	45.4%
内部障がい・その他	413	423	434	437	476	510
構成比	29.6%	29.4%	29.8%	29.9%	31.4%	32.4%
複合（障がいの重複）	65	66	70	68	70	72
構成比	4.7%	4.6%	4.8%	4.7%	4.6%	4.6%

健康福祉課調べ（各年度4月1日現在）

■ 障がい種類別身体障害者手帳所持者構成比の推移



(1) - 3 障がい程度別身体障害者手帳所持者の推移

等級別にみると、平成29年4月1日現在では、「1級」が503人（32.0%）、次いで「4級」が387人（24.6%）となっています。

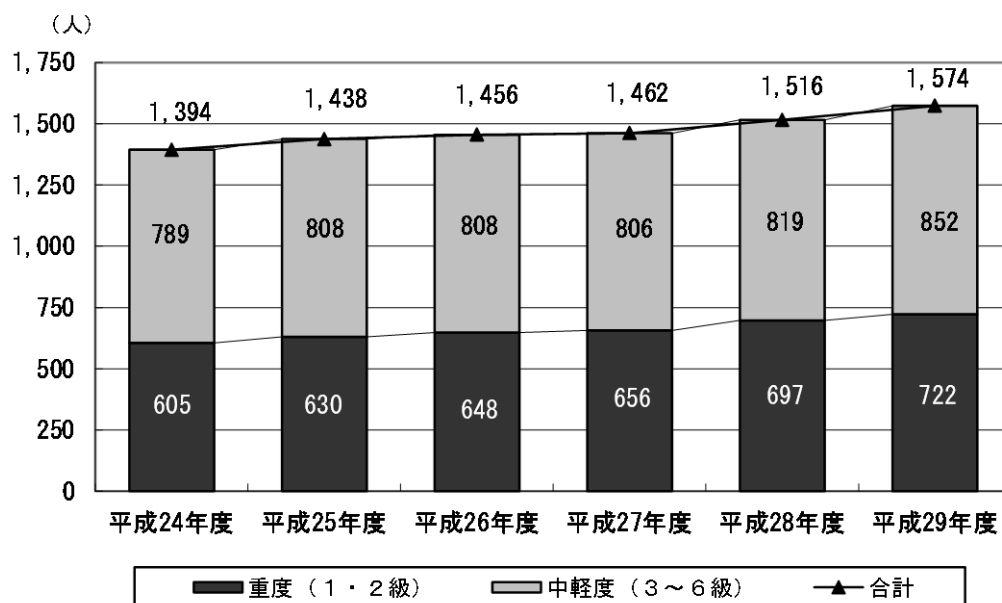
■ 障がい程度別身体障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者手帳 所持者合計	1,394	1,438	1,456	1,462	1,516	1,574
1級	403	420	438	438	475	503
構成比	28.9%	29.2%	30.1%	30.0%	31.3%	32.0%
2級	202	210	210	218	222	219
構成比	14.5%	14.6%	14.4%	14.9%	14.6%	13.9%
3級	209	206	214	216	220	224
構成比	15.0%	14.3%	14.7%	14.8%	14.5%	14.2%
4級	349	365	368	358	369	387
構成比	25.0%	25.4%	25.3%	24.5%	24.3%	24.6%
5級	107	108	102	101	98	98
構成比	7.7%	7.5%	7.0%	6.9%	6.5%	6.2%
6級	124	129	124	131	132	143
構成比	8.9%	9.0%	8.5%	9.0%	8.7%	9.1%

健康福祉課調べ（各年度4月1日現在）

■ 重度・中軽度別身体障害者手帳所持者数の推移



(2) 知的障がい者

療育手帳の所持者数は、平成29年4月1日現在で平成24年度から13.7%増加して365人となっています。

等級では「B1（中度）」が122人で最も多く全体の33.4%を占め、次いで「A2（重度）」が99人（27.1%）、「B2（軽度）」が94人（25.8%）と続いており、特にB1、B2の所持者は平成24年度から42人増加しています。

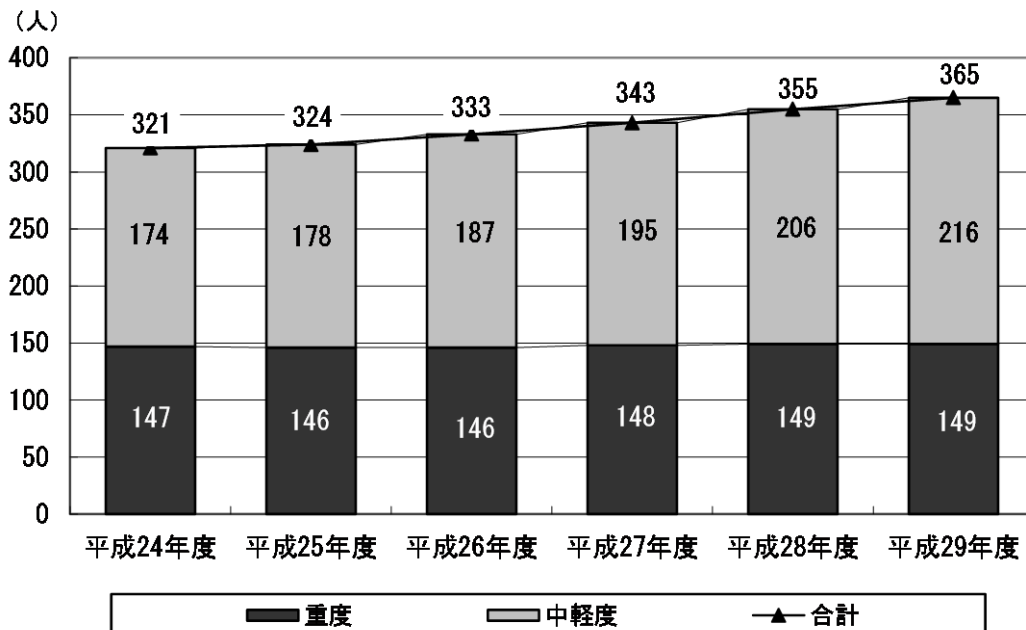
■ 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	39,356	39,823	39,912	39,808	39,793	39,708
療育手帳所持者合計	321	324	333	343	355	365
重度	147	146	146	148	149	149
A1（最重度）	43	41	39	41	42	45
A2（重度）	98	99	101	101	101	99
A（最重度・重度）	6	6	6	6	6	5
中軽度	174	178	187	195	206	216
B1（中度）	101	103	113	117	122	122
B2（軽度）	73	75	74	78	84	94
B（中度・軽度）	0	0	0	0	0	0
手帳所持者対 総人口比率（%）	0.82%	0.81%	0.83%	0.86%	0.89%	0.92%

※総人口：住民基本台帳（平成5年度以降は外国人の数も含みます。）
健康福祉課調べ（各年度4月1日現在）

■ 重度・中軽度別療育手帳所持者数の推移



(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成29年4月1日現在で平成24年度から34.3%増加して188人となり、特に「2級」の所持者は32人増加しています。

等級別でも、2級所持者が114人と60.6%を占めています。

自立支援医療精神通院公費の利用者については、平成29年4月1日現在で平成24年度から19.5%増加して399人となっています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

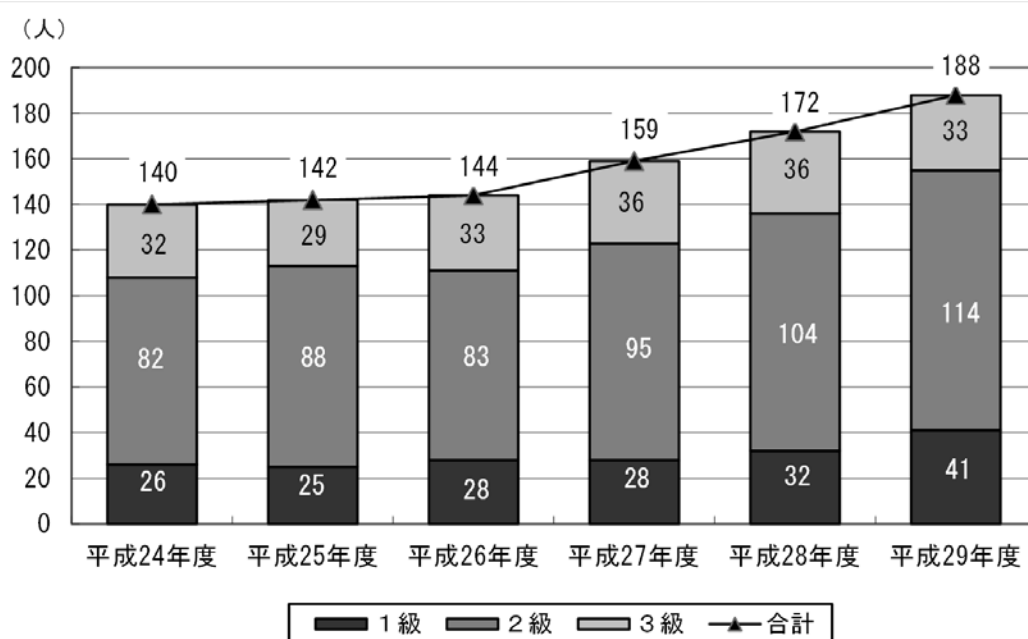
(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	39,356	39,823	39,912	39,808	39,793	39,708
精神障害者保健福祉手帳所持者合計	140	142	144	159	172	188
1級（重度）	26	25	28	28	32	41
2級（中度）	82	88	83	95	104	114
3級（軽度）	32	29	33	36	36	33
通院公費負担利用者	334	334	353	372	387	399
手帳所持者対総人口比率（%）	0.36%	0.36%	0.36%	0.40%	0.43%	0.47%

※総人口：住民基本台帳（平成25年度以降は外国人の数も含まれます。）

健康福祉課調べ（各年度4月1日現在）

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



2-2 第4期障がい福祉計画の目標値と実績

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設を退所して地域で生活を始めた人及び施設入所者の削減見込に関する目標数値・実績（見込み）は、次のとおりです。

項目	目標数値	実績(見込み)	評価
【目標値】地域生活移行者数	9人	3人	第4期計画内での達成は困難です。
【目標値】削減見込	3人	6人	第4期計画内での達成が見込まれます。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

目標は障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う地域生活支援拠点等を、県南障害保健福祉圏域内に1か所以上整備することでしたが、現在の状況は次のとおりです。

壬生町自立支援協議会内で町内での地域生活支援拠点等の整備に向けて協議を行っています。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

日中活動系障害福祉サービス利用者が企業などへ就労した人の目標数値・実績（見込み）は、次のとおりです。

項目	目標数値	実績(見込み)	評価
【目標値】平成29年度末の一般就労移行者数	8人	2人	第4期計画内での達成は困難です。

(4) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業による訓練や職場実習などを利用した人の目標数値・実績（見込み）は、次のとおりです。

項目	目標数値	実績(見込み)	評価
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	10人	4人	第4期計画内での達成は困難です。

(5) 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の目標数値・実績（見込み）は、次のとおりです。

項目	目標数値	実績(見込み)	評価
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業所の就労移行率	50%	0%	第4期計画内での達成は困難です。

2-3 第4期障がい福祉計画の実施状況

■ 障害福祉サービス

第4期障がい福祉計画期間中の障害福祉サービスの利用状況は以下のとおりとなっています。

1) 訪問系サービス

(1) 居宅介護 (2) 重度訪問介護 (3) 行動援護 (4) 重度障害者等 包括支援 (5) 同行援護	単位	第4期計画値			実績値		達成率	評価
		27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	28年度	
	利用時間 (時間/月)	1,230	1,353	1,488	1,109	1,234	91.2%	○
	利用人数 (人/月)	47	52	57	41	44	84.6%	○

2) 日中活動系サービス

	単位	第4期計画値			実績値		達成率	評価
		27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	28年度	
(1) 生活介護	利用日数 (人日/月)	2,058	2,163	2,268	1,866	1,894	87.6%	○
	利用人数 (人/月)	103	108	113	92	94	87.0%	○
(2) 自立訓練 (機能訓練)	利用日数 (人日/月)	21	21	21	17	29	138.1%	◎
	利用人数 (人/月)	3	3	3	1	2	66.7%	□
(3) 自立訓練 (生活訓練)	利用日数 (人日/月)	189	210	231	129	88	41.9%	△
	利用人数 (人/月)	9	10	11	7	4	40.0%	△
(4) 就労移行支援	利用日数 (人日/月)	153	170	187	98	123	72.4%	□
	利用人数 (人/月)	9	10	12	6	8	80.0%	○
(5) 就労継続支援 (A型)	利用日数 (人日/月)	98	112	126	389	572	510.7%	◎
	利用人数 (人/月)	7	8	9	20	30	375.0%	◎
(6) 就労継続支援 (B型)	利用日数 (人日/月)	1,242	1,368	1,494	1,112	1,220	89.2%	○
	利用人数 (人/月)	69	76	83	63	67	88.2%	○
(7) 療養介護	利用日数 (人日/月)	150	150	150	122	121	80.7%	○
	利用人数 (人/月)	5	5	5	4	4	80.0%	○
(8) 短期入所 (ショートステイ)	利用日数 (人日/月)	60	65	70	69	84	129.2%	◎
	利用人数 (人/月)	12	13	14	14	17	130.8%	◎

※評価：◎印（125%以上）、○印（75%以上125%未満）、□印（50%以上75%未満）、△印（50%未満）

3) 居住系サービス

	単位	第4期計画値			実績値		達成率	評価
		27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	28年度	
(1) 共同生活援助 (グループホーム)	利用人数 (人/月)	36	38	41	39	45	118.4%	○
(2) 施設入所支援	利用人数 (人/月)	55	54	53	53	51	94.4%	○

4) 計画相談支援等

	単位	第4期計画値			実績値		達成率	評価
		27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	28年度	
(1) 計画相談支援	利用人数 (人/月)	42	43	44	38	41	95.3%	○
(2) 地域移行支援	利用人数 (人/月)	1	1	2	0	1	100.0%	○
(3) 地域定着支援	利用人数 (人/月)	2	2	4	0	0	0.0%	△

5) 地域生活支援事業

	単位	第4期計画値			実績値		達成率	評価
		27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	28年度	
(1) 成年後見制度 利用支援事業	利用人数 (人/年)	1	1	1	3	4	400.0%	◎
(2) コミュニケー ション支援事業	利用人数 (人/月)	11	13	16	6	5	38.5%	△
	手話通訳者 設置	0	0	0	0	0	-	-
(3) 日常生活用具 給付等事業 (給付件数)	介護・訓練 支援用具	11	11	11	3	3	27.3%	△
	自立生活 支援用具	10	10	10	6	6	60.0%	□
	在宅療養等 支援用具	10	10	10	6	7	70.0%	□
	情報・ 意思疎通 支援用具	7	7	7	2	8	114.3%	○
	排泄管理 支援用具	55	58	61	72	72	124.1%	○
	住宅改修費	2	2	2	2	0	0.0%	△

※評価：◎印（125%以上）、○印（75%以上125%未満）、□印（50%以上75%未満）、△印（50%未満）

[5] 地域生活支援事業の続き]

	単位	第4期計画値			実績値		達成率	評価
		27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	28年度	
(4) 移動支援事業	事業所数	7	7	7	6	7	100.0%	○
	利用人数 (人/月)	7	7	7	14	14	200.0%	◎
	利用時間 (時間/月)	28	28	28	20	16	57.1%	□
(5) 地域活動支援 センター事業 町内施設	事業所数	1	1	1	1	1	100.0%	○
	利用者数	3	3	3	2	0	0.0%	△
(6) 地域活動支援 センター事業 他市町施設	事業所数	5	5	5	3	4	80.0%	○
	利用者数	8	8	8	7	6	75.0%	○
(7) 福祉ホーム 事業	利用人数 (人/年)	2	2	2	1	1	50.0%	□
(8) 訪問入浴 サービス事業	利用人数 (人/月)	3	3	3	3	3	100.0%	○
(9) 日中一時 支援事業	利用人数 (人/月)	48	53	58	41	46	86.8%	○
(10) 自動車運転 免許取得費及び 自動車改造費 給付事業	利用人数 (人/年)	1	1	1	1	1	100.0%	○

6) 障害児支援

	単位	第4期計画値			実績値		達成率	評価
		27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	28年度	
(1) 障がい児 通所支援 ① 児童発達支援	利用日数 (人日/月)	192	208	224	113	145	69.7%	□
	利用人数 (人/月)	24	26	28	30	39	150.0%	◎
② 医療型 児童発達支援	利用日数 (人日/月)	6.6	6.6	6.6	0	0	0.0%	△
	利用人数 (人/月)	1	1	1	0	0	0.0%	△
③ 放課後等 デイサービス	利用日数 (人日/月)	170	187	204	170	221	118.2%	○
	利用人数 (人/月)	20	22	24	19	22	100.0%	○
④ 保育所等 訪問支援	利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0.0%	-
	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0.0%	-
(2) 障害児 相談支援	利用人数 (人/月)	3	3	3	2	5	166.7%	◎

※評価：◎印（125%以上）、○印（75%以上125%未満）、□印（50%以上75%未満）、△印（50%未満）

第 3 章 計画の基本理念と施策体系【障がい者基本計画】

3-1 計画の基本理念

障がいのある人が、その障がいを理由に制限を受けることなく生活することは障がい者施策の重要な課題であります。

本町においても、全ての町民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、全ての町民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らし共に参加する「福祉」のまちづくりを目指して施策を推進してきました。

今後においても、障がいのある人が、個性や能力を十分に発揮して地域で生活を送ることができるよう支援するとともに、障がい者の自立及び社会参加などに積極的に取り組める環境づくりを推進します。

以上の障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安全に安心して生活を送ることができるよう、共に支え合って暮らす共生社会づくりを目指していくことから、

共に生き、共に支え合う共生社会の実現

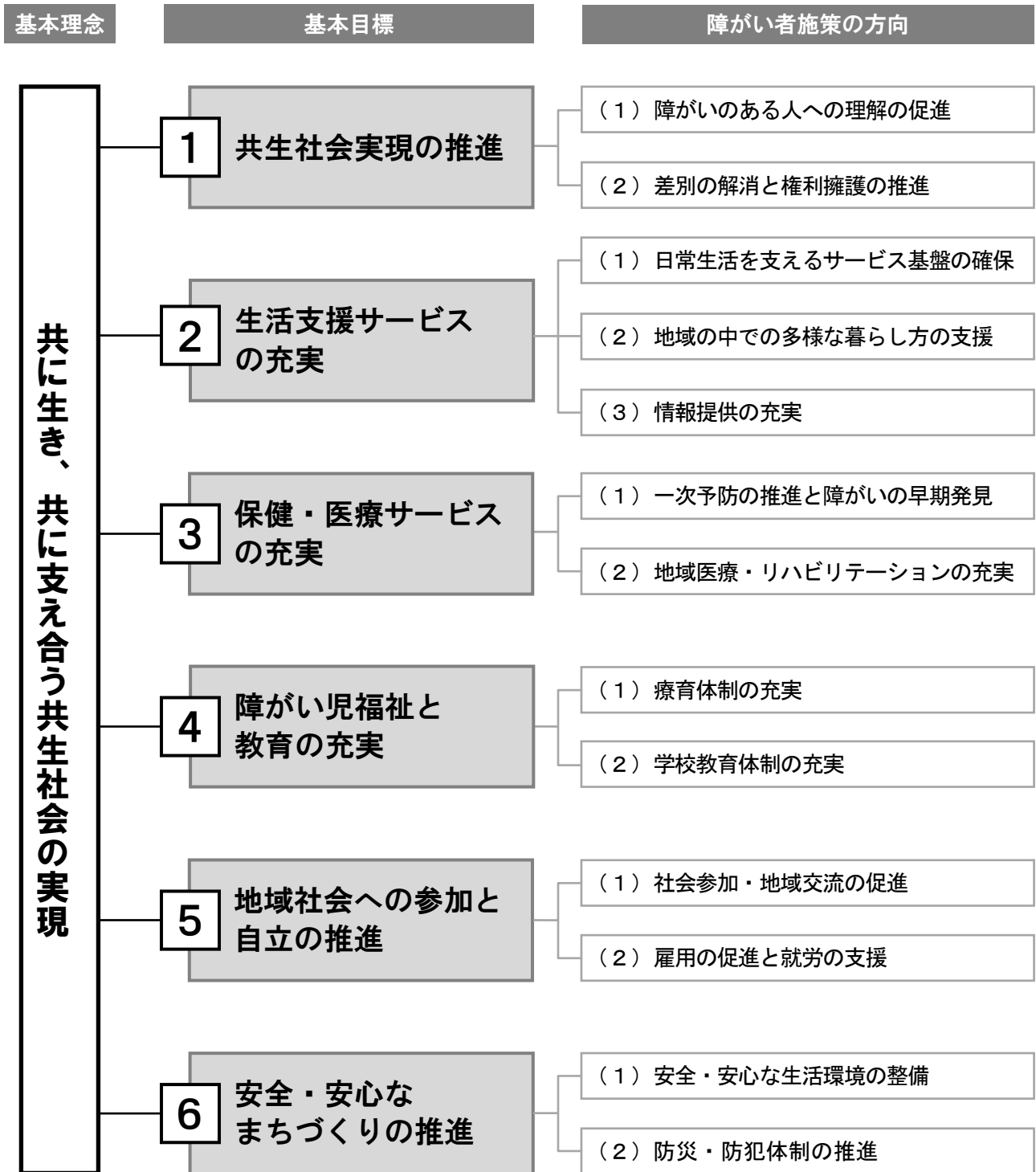
を計画の基本理念とします。



▲むつみの森 就労継続支援B型にて「マーガレットの栽培」

3-2 施策の体系

基本理念を実現するため、次のとおり6つの基本目標とそれぞれに障がい者施策の方向を設定します。



3-3 計画の基本目標

1 共生社会実現の推進

平成23年8月に施行された改正「障害者基本法」においては、『障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現』を掲げています。また、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、共生社会実現に向けて本町でもより一層の支援に取り組んでいます。

(1) 障がいのある人への理解の促進

課題

- ・障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動を行っていますが、障がい者向けアンケート調査では、「地域社会における共生」についての進捗について「進んでいない」、「あまり進んでいない」の回答が40%、「社会的支援の進捗実感度」も「どちらともいえない」が64%の回答があり、引き続き啓発活動等に取り組む必要があります。

施策・事業

1 啓発活動の推進

様々な障がいやその特性、障がいのある人について、広く町民への知識と理解の普及に努めます。

▶ [主な関連施策]

- 障害者基本法に基づく「障がい者週間」や「精神保健福祉普及運動週間」を通じたの町広報やホームページ等を活用した障がいについての普及啓発
- ふくしまつりなど各種イベントを利用した啓発活動

2 福祉教育の推進

学校や地域における様々な交流を通して、障がいについて理解を深めるよう努めます。

▶ [主な関連施策]

- 学校や家庭教育における福祉に関する教育の推進
- 地域における障がいや障がいのある人に関する普及啓発

(2) 差別の解消と権利擁護の推進

課 題

- ・平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」については「名前も内容も知らない」との回答が69%あり、「差別を感じた経験について」では、46%の方が「ある」、「少しある」と回答しています。
- ・「成年後見人制度」については「名前も内容も知っている」との回答は32%でした。
- ・今後も障がい者を理由とした差別の解消と権利擁護などの支援を目的とした相談活動、普及・啓発活動等の取り組みを続けていく必要があります。

施策・事業

1 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいのある人に対する社会の偏見や差別などの社会的障壁が取り除かれるように差別解消を推進します。

▶ [主な関連施策]

- 障害者差別解消法等の周知啓発
- 町職員においても障害者差別解消法に基づく合理的配慮の実施
- 壬生町差別解消地域協議会の活用

2 障がいのある人の権利擁護

十分な自己決定や意思表示が困難な障がいのある人が、人権や財産に対する侵害を受けることのないよう、権利擁護体制の充実に努めます。

▶ [主な関連施策]

- 成年後見制度に関する周知や相談・情報提供
- 障がい者虐待の防止及び早期発見に関する周知啓発、関係機関等との連携による迅速かつ適切な保護及び自立の支援

2 生活支援サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、生活での支援が必要となります。本町では障害福祉サービスや地域生活支援事業など福祉サービスの提供を実施しています。

(1) 日常生活を支えるサービス基盤の確保

課 題

<障害福祉サービス等の支援について>

- ・障がいのある人の地域生活を支援するため、障害福祉サービスや地域生活支援事業等を実施していますが、障がい者向けアンケート調査では「どのようなサービスが利用できるのかわからない」との回答が多くあるものの、相談相手としてサービス事業所や障がい者団体、行政機関の回答率は10%以下でした。
- ・一方で相談支援サービスの利用を希望する回答は多くあり、必要なサービスにつなげられる相談体制の充実が求められています。
- ・また、高齢化など多様化する障がい者のニーズに対応できるようサービス事業所の質の向上も必要となっています。

<外出支援について>

- ・自立生活及び社会参加のためには外出しやすい環境が重要と考え、本町では各種外出支援事業を実施しています。障がい者向けアンケート調査では「公共交通機関が少ない(ない)」や「外出にお金がかかる」、「発作など突然の身体の変化が心配」などの回答が多く、外出支援の継続が望まれています。

<経済的支援について>

- ・障がい者向けアンケート調査で日常生活での困りごととして「経済的に不安がある」の回答が25%あり、収入源でも「家族の収入や仕送り」との回答が30%ありました。
- ・経済的負担の軽減を図るため、手当、見舞金等の各種福祉制度の周知や申請への援助などが必要となります。

施策・事業

1 障害福祉サービスの充実

地域における障がいのある人の自立した生活を支えるとともに、家族等の介護負担を軽減するため、障害福祉サービスの提供に努めます。

▶ [主な関連施策]

- 障害福祉サービスの充実
- 地域生活支援事業の実施
- 地域包括支援センターなど介護保険サービスとの連携強化

2 交通・移動対策の充実

障がいのある人の社会参加を促進するため、外出支援制度の周知を図ります。

▶ [主な関連施策]

- 移動支援事業、交通費助成事業、タクシー料金助成制度
- デマンドタクシー制度などの周知

3 各種手当の支給

経済的負担の軽減を図るため、障がいのある人やその家族に対して支援を行います。

▶ [主な関連施策]

- 難病患者等福祉手当、重度心身障害児扶養手当等の支給
- 特別障害者手当及び特別児童福祉手当、障害年金制度など各種制度の周知や申請時の支援

4 相談支援事業所等との連携

障がいのある人やその家族が地域で安心して生活していけるよう、相談しやすい体制の構築を図ります。

▶ [主な関連施策]

- 委託相談支援事業所の活用
- 地域包括ケアシステムの推進

5 相談員・民生委員による情報提供

地域の身近な相談窓口からの適切なサービス利用への連携に努めます。

▶ [主な関連施策]

- 身体障害者相談員、知的障害者相談員や民生・児童委員との連携強化

6 自立支援協議会の活性化

地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、自立支援協議会の活性化を図ります。

(2) 地域の中での多様な暮らし方の支援

課題

- ・施設入所者の地域移行については、第4期障がい福祉計画期間内では見込みより多くの入所者が地域生活へ移行しましたが、障がい者向けアンケート調査では、施設入所・病院入院の方から将来の暮らし方の希望として「一般の住宅で一人暮らしをしたい」との回答は少なく、今後は地域移行へのニーズの確保と支援が求められています。また、地域で生活するに当たっての必要な支援として「障がい者に適した住宅の確保」と回答があり、バリアフリー住宅の推進やグループホーム等の整備など住環境の支援も必要となります。

施策・事業

1 地域で暮らせるよう自立支援体制の充実

入所施設から安心して地域生活に移行できるよう、障がいのある人の地域生活の場の確保に努めます。

▶ [主な関連施策]

- 自立生活援助（平成30年度から新設）を活用した地域移行・定着の推進
- 共同生活援助（グループホーム）の整備の促進に向けての情報提供

2 障がいのある人に配慮した住宅等の普及

障がいのある人に配慮した設備のある住宅や用具等の普及に努めます。

▶ [主な関連施策]

- 住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の普及啓発
- 日常生活用具給付等事業



▲せせらぎ会 就労継続支援B型にて 「手作りパン」

(3) 情報提供の充実

課 題

- ・ 障害福祉サービス等の情報源としては、「新聞やテレビ等のニュース」、「家族や親せき、友人、知人」と並び「行政機関の広報誌」と回答が多くありました。町のホームページや広報誌などの情報提供における、障がい者利用への配慮が求められています。

施策・事業

1 情報アクセシビリティの向上

障がいのある人が必要な福祉サービスや制度を利用することができるよう、サービスの情報提供に努めます。

▶ [主な関連施策]

- 各種広報手段の活用や制度案内のパンフレット等の作成
- 音声コード添付や点字、手話やコミュニケーション支援ボードなど、視聴覚障害者へ配慮した情報提供
- 意思疎通支援事業



▲むつみの森 就労支援施設にて 「手作りジャム」

3 保健・医療サービスの充実

いつまでも健康で快適に過ごすためにも、障がいの原因となる疾病（生活習慣病など）の予防並びに早期発見、早期療育の重要性が近年高まっています。障がいの重度化・重複化の予防のためにも、医療や医学的リハビリテーションの充実を行っています。

(1) 一次予防の推進と障がいの早期発見

課 題

- ・ 町民が安心して健康診査等や健康相談等を受けられるように、本町では医療機関と連携をしながら検診等に取り組んでいます。障がい者向けアンケート調査でも「障がいや発達障がいなどに気づいたきっかけ」については、「病院などの医療機関による受診・健診から」との回答が57%あり、障がいの早期発見のためにも今後も検診や診療を受けやすい環境づくりを進める必要があります。

施策・事業

1 障がいの発生予防

町民一人ひとりが自らの健康増進を図るとともに、日頃から一次予防や疾病による障がいの未然防止に努めます。

▶ [主な関連施策]

- 健康診査やがん検診等の各種検診の実施
- 健康教育や健康相談等の充実
- 難病に関する広報

2 障がいの早期発見・早期療育

障がいの早期発見のため、母子保健事業の充実を図るとともに、保育園や幼稚園、医療機関等をはじめとする関係機関との連携強化に努めます。

▶ [主な関連施策]

- 母子健康診査の実施（妊婦健康診査、乳幼児健康診査等）
- 早期発見や適切な療育が受けられるよう関係機関等との連携強化

(2) 地域医療・リハビリテーションの充実

課題

- ・障がい者向けアンケート調査では日常生活での困りごとで4割の方が「健康状態に不安がある」と回答しています。また、困ったときの相談相手としては「かかりつけの医師や看護師」との回答が「家族や親戚」に次いで多くあり、相談支援においても医療関係者の重要性が高いことが伺えます。このため、医療・保健・福祉の連携した地域医療の推進が望まれています。
- ・自立した日常生活を送るためには、地域で適切なリハビリテーションが提供されることは重要であり、医療機関や障がいサービス事業所と連携をしながらリハビリテーションの充実を図る必要があります。

施策・事業

1 診療を受けやすい環境づくり

医療機関等と連携して、障がいのある人が診療を受けやすい環境づくりに努めます。また、医療費助成制度の周知を図り、利用の促進に努めます。

▶ [主な関連施策]

- 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）
- 重度心身障害者医療費助成制度

2 リハビリテーションの充実

日常生活の中におけるリハビリテーションを提供する場の確保に努めます。

▶ [主な関連施策]

- 医療機関及び福祉サービスを利用したリハビリテーションの実施

4 障がい児福祉と教育の充実

ニーズの多様化が進む障がい児支援では、要望に対応できるよう相談・支援体制の充実を図っています。また教育については、障がいの有無に関わらず教育を受けられる体制づくりを進めています。

(1) 療育体制の充実

課 題

- ・障がい児支援については、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、ニーズの多様化に対するきめ細やかな支援が求められています。本町では療育体制の充実に取り組んでいますが、障がい者向けアンケート調査では、「通園・通学する上で困っていることや心配していること」として「今後の進路について」、「子どもの将来について」の回答がそれぞれ4割近くあります。他にも「費用などの経済的な負担」「通園・通学生活での本人の成長」、「他の児童・生徒の理解と配慮」、「通園・通学の送迎」、「教職員の指導の仕方」など求める支援はライフステージに応じて多方面に渡っています。このため、障がい児及び保護者への相談・支援体制の更なる充実が求められています。

施策・事業

1 療育支援体制の推進

障がいのある子どもとその保護者が適切なサービスを利用できるよう、療育支援体制の強化に努めます。

▶ [主な関連施策]

- 障害児相談支援
- 障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）

2 情報提供・広報啓発活動の推進

障がいのある子どもがその障がいの特性に合ったサービスを利用できるよう、医療・保健・福祉サービスに関する情報提供等に努めます。

▶ [主な関連施策]

- 保育園、幼稚園や子育て支援センターからの情報提供及び広報啓発活動
- 保健師や相談支援事業所等の連携による情報提供や相談支援

3 障がい児保育に係る人材の資質向上

障がいのある子どもの受け入れ体制や保育に携わる人材の資質向上に努めます。

▶ [主な関連施策]

- 保育士等の各種研修会や講演会への参加

(2) 学校教育体制の充実

課 題

- ・障がい児の教育については、学校と連携をとりながら支援を行っています。障がい者向けアンケート調査では「学校や園に通う上で求めること」として「送迎などの通園・通学のサポート」、「学習支援や介助などのサポート」「仲間・友人づくり」などについての回答が多くあり、障がいの特性に応じた適切な支援を行えるよう体制の充実が求められています。

施策・事業

1 教育相談・就学指導の充実

障がいの特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、可能な限り障がいのある児童生徒並びに保護者の意向を尊重した支援を行います。

▶ [主な関連施策]

- 教育相談や就学指導の充実
- 関係機関等との連携による進路対策等

2 交流教育の推進

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流活動等を行います。

▶ [主な関連施策]

- 総合的な学習の時間などを通じた障がい者との交流教育

3 特別支援教育の充実

特別な教育支援を必要とする児童・生徒一人ひとりに応じた教育体制の充実を図ります。

4 関係機関等との連携強化

学校教育をはじめ、安全で安心な通学環境などの充実を図るため、教育委員会、県、公共交通機関など関係機関等との連携強化に努めます。

5 地域社会への参加と自立の推進

社会参加は、障がいの有無に関わらず生きがいのある暮らしにつながります。町では障がい者の社会参加の支援を推進しています。

また、就労も自立ある生活を営む上で重要な要素であることから、就労及び職場定着の促進に向けて、関係機関との連携を図っています。

(1) 社会参加・地域交流の促進

課 題

- ・障がい者向けアンケート調査では「近隣・地域の人とのつきあいの程度」について、「地域の活動やイベントと一緒に参加する」との回答が16%となっており、イベント等への参加機会の拡大と支援の充実が望まれます。

施策・事業

1 文化芸術・スポーツ活動等の充実

障がいのある人が、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動などに参加できる環境づくりに努めます。

▶ [主な関連施策]

- 生涯学習等の各種講座や文化芸術・スポーツ活動のイベント開催及び広報
- 手話通訳者等の派遣

2 地域との交流促進

障がいのある人が、地域の中で社会の一員としての役割を担えるよう、地域の諸行事への積極的な参加を促進します。

▶ [主な関連施策]

- 障がい者施設と地域住民との交流行事の支援

(2) 雇用の促進と就労の支援

課題

・働く意欲のある障がい者が一般就労を行えるように、就労移行への支援を行っていますが、就労移行支援事業利用者は第4期計画中では目標値より少なく、就労移行につながるように更なる支援が必要です。障がい者向けアンケート調査では「就労や就労定着のために必要だと思う支援」について「職場の障がい者理解」、「職場の上司や同僚に理解があること」の回答が6割以上あり、受け入れ企業の理解・協力が重要となっています。

施策・事業

1 雇用の促進と就労の支援

障がいのある人の雇用とともに、働きやすい職場を確保するため、事業主や職場内の理解を促進します。

▶ [主な関連施策]

- 障害者就業・生活支援センター及びハローワーク相談窓口との連携強化
- 就労移行支援、就労定着支援
- 事業主に対する改正障害者雇用促進法などの周知啓発
- 障がい者の壬生町職員採用枠の設置
- 障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等の受注機会の確保

2 就労訓練の場の充実

障がいのある人の一般就労への移行や、知識・能力の向上と生産活動を支援するサービスの充実に努めます。

▶ [主な関連施策]

- 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）
- 役場内や町関連のイベントにおける授産製品などの販売機会の提供と販路の拡大支援

6 安全・安心なまちづくりの推進

平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行され、本町においてもバリアフリー化を進めているところです。

また、地域で安心して生活するためには災害時の対策は重要となります。このため町では、災害時の障がい者や高齢者等の要配慮者支援体制の整備を行っています。

(1) 安全・安心な生活環境の整備

課 題

- ・本町でも公共施設のバリアフリー化を進めていますが、障がい者向けアンケート調査では、「外出時に困ること」で3割近くの方が「道路や駅に階段や段差が多い」と回答しており、引き続きバリアフリー化を進める必要があります。

施策・事業

1 安全な歩行空間の整備

障がいのある人が安心して通行することができるよう、障がいに配慮した歩行空間の整備や交通安全教育等の実施を進めます。

▶ [主な関連施策]

- 段差の解消や点字ブロック等の設置
- 交通安全教育等の実施

2 公共施設・交通機関のバリアフリー化

役場や学校をはじめとする公共施設、不特定多数の人々が利用する病院や公共交通機関等の周辺地域を含めたバリアフリー化を引き続き進めます。

▶ [主な関連施策]

- 公共施設等のバリアフリー化の推進
- 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを採り入れた公共施設等の整備

(2) 防災・防犯体制の推進

課題

- ・障がい者向けアンケート調査では、「近所・地域の人にしてほしい支援」について「災害や緊急時の支援」を求める回答が4割近くあり、一方で災害時に一人で避難できると回答した方は4割に留まっていることから、避難支援体制づくりの強化が求められています。

施策・事業

1 要配慮者支援体制の整備

災害時における障がいのある人の安全を確保するため、関係者及び関係機関等との連携を図ります。

▶ [主な関連施策]

- 要配慮者に対する情報伝達手段・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備
- 「要配慮者対応マニュアル」に基づく関係機関等との連携

2 防災対策の推進

障がいのある人を含めた地域ぐるみでの防災対策の普及啓発に努めます。

▶ [主な関連施策]

- 防災訓練の開催
- 要配慮者の安否確認と災害時における救出・救護体制、避難誘導及び搬送体制の確立
- 一人暮らしの重度身体障がい者への緊急通報装置の貸与

3 避難場所における配慮

避難場所となる主要な公共施設のバリアフリー化や要配慮者専用スペースの設置、関係機関等との連携による災害時の医療体制の整備など、障がいの特性に応じた配慮に努めます。

▶ [主な関連施策]

- 避難場所におけるマニュアル整備

4 防犯対策の推進

近年、社会福祉施設等における安全対策も課題になっていることから、障がいのある人が犯罪に巻き込まれることがないように、消費生活相談や防犯、犯罪被害等に関する情報提供に努めます。

▶ [主な関連施策]

- 障がい者施設等の安全対策への支援

4-1 平成32年度の目標値

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 平成32年度末までに、平成28年度末の施設入所者数51人のうち、3人（5.9%）が地域での生活に移行（施設入所からグループホーム・一般住宅等へ移行）するものとします。
- 平成32年度末時点の施設入所者数は、平成28年度末施設入所者数51人から1人減少した50人とします。

項目	目標数値	町の考え方	国の考え方
平成28年度末の施設入所者数	51人	平成28年度末時点の利用人員	
【目標値】 地域生活移行者数	3人	入所者の状況等から3人（5.9%）が地域生活へ移行するものとします。	平成228年度末の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行
【目標値】 施設入所者数	50人	施設入所者数が1人（2%）減少するものとします。	施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を、町内に設置することを目標とします。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う地域生活支援拠点等を、町内に整備することを目標とします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

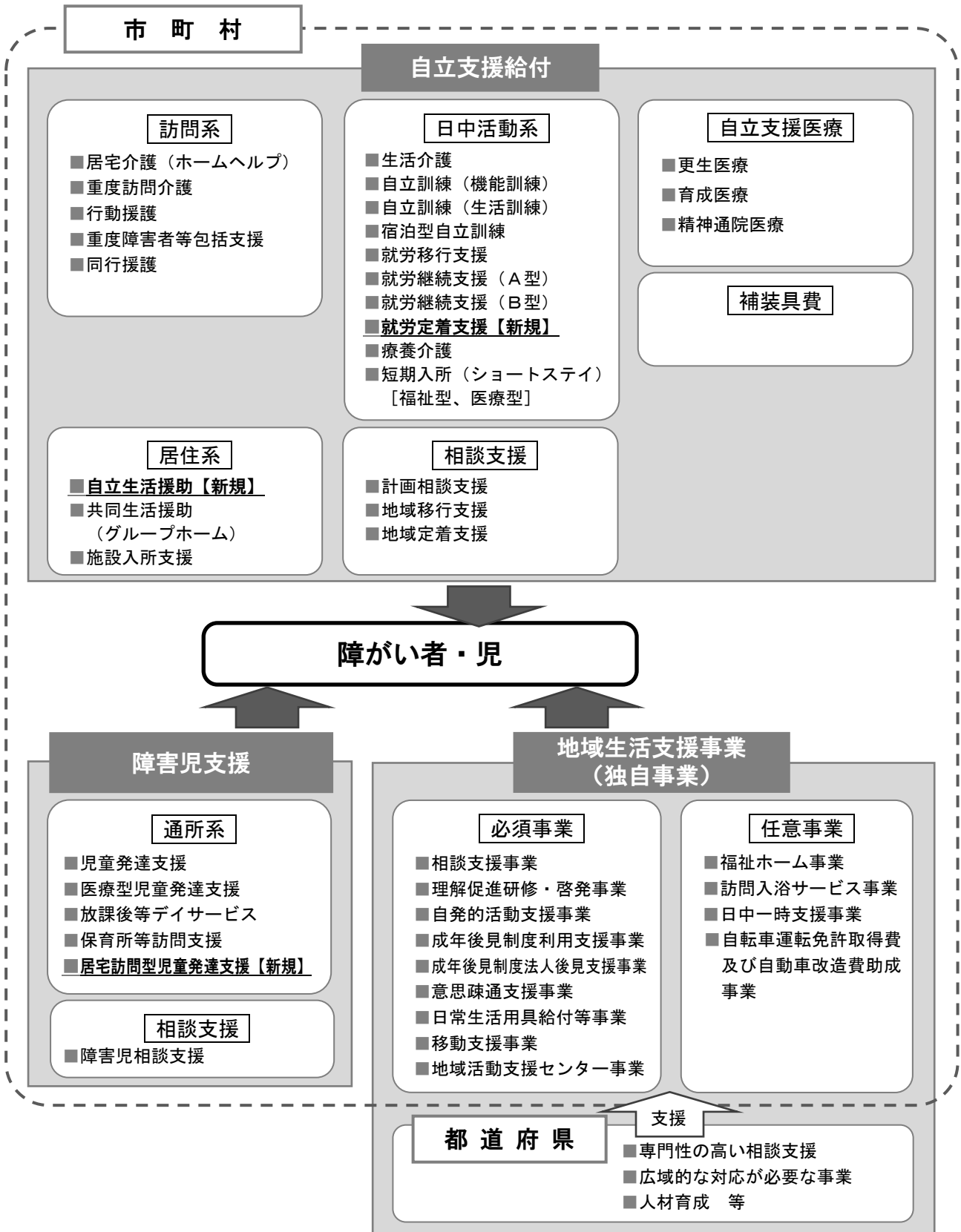
- 平成32年度末の一般就労移行者数を3人、就労移行支援事業利用者を10人とします。
- 町内の就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を1事業所とします。
- 就労定着支援の1年後の職場定着率を60%とします。

項目	目標数値	町の考え方	国の考え方
平成28年度の一般就労移行者数	2人	平成28年度に就労移行支援事業等を利用し一般就労した者の数	
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	8人	平成28年度末に就労移行支援事業を利用した者の数	
【目標値】 一般就労移行者数	3人 (1.5倍)	国の指針に基づき平成28年度実績の1.5倍とします。	平成28年度実績の1.5倍以上
【目標値】 就労移行支援事業利用者	10人 (1.2倍)	国の指針に基づき平成28年度末利用者数の1.2倍とします。	平成28年度末における利用者数の2割以上増加
【目標値】 町内就労移行支援事業所の就労移行率	1事業所	就労移行率が3割以上の事業所数とします。 (現在、町内の就労移行支援事業所は1カ所です。)	平成32年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
【目標値】 就労定着支援 1年後の職場定着率	60%	一般就労移行者3人のうち2人の職場定着を見込み60%とします。	就労定着支援1年後の職場定着率80%以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターを町内又は県南障害保健福祉圏域内に少なくとも1カ所以上設置を目標とします。
- 町内において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築と、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することを目標とします。
- 医療的ケア児支援の協議の場を、平成30年度末までに町内又は県南障害保健福祉圏域内に1カ所以上整備することを目標とします。

4-2 障害福祉サービスの体系



4-3 障害福祉サービスの見込みと確保策

(1) 訪問系サービス

1 居宅介護

自宅での入浴や排せつ、食事の介護など、自宅における生活全般にわたる介護サービスを行います。

2 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常に介護が必要な人に、自宅での入浴や排せつ、食事等の介護や生活全般にわたる援助、外出時の移動中の介護を総合的に行います。

3 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の介護等を行います。

4 重度障害者等包括支援

常に介護を要する障がい者（障害支援区分6）等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助のサービスを包括的にを行います。

5 同行援護

視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時の移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

サービス見込量

○ 実績及びアンケートでの利用の希望があったことを踏まえて次のように見込みます。また、事業所への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援を行い見込量の確保に努めます。

訪問系サービス	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用時間 (時間/月)	1,109	1,234	1,420	1,500	1,590	1,680
利用人数 (人/月)	41	44	47	50	53	56

※平成29年度は見込

(2) 日中活動系サービス

1 生活介護

常に介護を必要とする人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。

サービス見込量

○ 実績及びアンケートでの利用希望を踏まえて次のように見込みます。また、事業所への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援を行い見込量の確保に努めます。

生活介護	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用日数 (人日/月)	1,866	1,894	1,962	2,001	2,041	2,082
利用人数 (人/月)	92	94	98	101	104	107

※平成29年度は見込

2 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

②-1 機能訓練

障がい者支援施設等又は自宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを通して、身体機能又は生活能力の維持、向上等の訓練を行います。

サービス見込量

○ 利用期間が限定されていることから、実績を踏まえて必要最小限の見込みとします。

自立訓練 (機能訓練)	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用日数 (人日/月)	17	29	19	22	22	22
利用人数 (人/月)	1	2	1	1	1	1

※平成29年度は見込

②-2 生活訓練

障がい者支援施設等又は自宅を訪問して行う入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談及び助言を行います。

サービス見込量

○ 利用期間が限定されていることから、実績を踏まえて必要最小限の見込みとします。

自立訓練 (生活訓練)	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用日数 (人日/月)	129	88	24	88	88	88
利用人数 (人/月)	7	4	1	4	4	4

※平成29年度は見込

3 宿泊型自立訓練

障がい者支援施設等の居室などの設備を使いながら、自立した日常生活を営むことができるよう、夜間や休日に家事等の日常生活能力を向上させる支援や生活相談などの支援を行います。

サービス見込量

○ 利用期間が限定されていることから、実績を踏まえて必要最小限の見込みとします。

宿泊型自立訓練	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用人数 (人/月)	3	4	2	3	3	3

※平成29年度は見込

4 就労移行支援

就労を希望する人に、概ね2年間の期間を設定し、一般企業等への就労に向け、生産活動やその他の活動の機会を提供し、必要な知識及び能力の訓練を行います。

サービス見込量

○ 平成32年度末における一般就労への移行等の目標値に基づき、次のように見込みます。

就労移行支援	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用日数 (人日/月)	98	123	80	96	120	150
利用人数 (人/月)	6	8	5	6	8	10

※平成29年度は見込

5 就労継続支援（A型・B型）

⑤-1 就労継続支援A型(雇成型)

就労移行支援事業により一般企業への雇用が結びつかなかった方、特別支援学校を卒業して雇用につなげられなかった方などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

サービス見込量

- 実績及びアンケートでの利用希望を踏まえて次のように見込みます。また、事業所への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援を行い見込量の確保に努めます。

就労継続支援 (A型)	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用日数 (人日/月)	389	572	764	955	1,193	1,491
利用人数 (人/月)	20	30	40	45	50	55

※平成29年度は見込

⑤-2 就労継続支援B型(非雇成型)

一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難な障がいのある人の中で、再び雇用の場に戻ることを希望する障がいのある人に対して、継続した就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

サービス見込量

- 実績及びアンケートでの利用希望を踏まえて次のように見込みます。また、事業所への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援を行い見込量の確保に努めます。

就労継続支援 (B型)	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用日数 (人日/月)	1,112	1,220	1,275	1,371	1,474	1,584
利用人数 (人/月)	63	67	69	72	75	78

※平成29年度は見込

6 就労定着支援【新規】

一般就労へ移行した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

サービス見込量

- 平成32年度における一般就労への移行等の目標値に基づき、次のように見込みます。
また、事業所への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援を行い見込量の確保に努めます。

就労定着支援	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用人数 (人/月)	-	-	-	2	3	3

7 療養介護

医療を必要とし、常時介護を必要とする障がいのある人で一定以上の障害支援区分の方を対象に、病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上のサービスを行います。

サービス見込量

- 実績を踏まえて次のように見込みます。

療養介護	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用日数 (人日/月)	122	121	120	120	120	120
利用人数 (人/月)	4	4	4	4	4	4

※平成29年度は見込

8 短期入所

障がいのある人を対象に、介助者の疾病等の理由により障がいのある人の介助ができなくなった場合、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

サービス見込量

○ 実績及びアンケートでの利用希望を踏まえて次のように見込みます。また、事業所への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援を行い見込量の確保に努めます。

短期入所	第4期計画【実績】			第5期計画【見込み】		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用日数（人日／月）	69	84	82	100	110	120
利用人数（人／月）	14	17	18	20	22	24

※平成29年度は見込



▲せせらぎ会 生活介護事業所にて 「さをり織り作業」

(3) 居住系サービス

1 自立生活援助【新規】

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問（助言や医療機関等との連絡調整）や、利用者からの相談・要請に応じた随時の対応（訪問、電話、メール等）により必要なサービスを行います。

サービス見込量

- 地域移行支援サービス、地域定着支援サービスの利用見込みを踏まえて、次のように見込みます。また、事業所への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援を行い見込量の確保に努めます。

自立生活援助	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用人数 (人/月)	-	-	-	2	2	2

2 共同生活援助（グループホーム）

グループホームは、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

サービス見込量

- 新規グループホーム（6床）の設置を踏まえて次のように見込みます。

共同生活援助 (グループホーム)	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用人数 (人/月)	39	45	47	51	62	66

※平成29年度は見込

3 施設入所支援

夜間等に介護を必要とする障がいのある人や、「自立訓練」、「就労移行支援」を利用している障がいのある人の中で単身の生活が困難である方、地域の都合により通所が困難な方を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事等の日常生活上の支援を行います。

サービス見込量

- 平成32年度における地域生活への移行の目標値に基づき、次のように見込みます。

施設入所支援	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用人数 (人/月)	53	51	50	50	50	50

※平成29年度は見込

(4) 計画相談支援等

1 計画相談支援

障害福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案して、必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

サービス見込量

○ 実績及びアンケートでの利用希望を踏まえて次のように見込みます。また、事業所への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援を行い見込量の確保に努めます。

計画相談支援	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用人数 (人/月)	38	41	38	41	44	47

※平成29年度は見込

2 地域移行支援

障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等のサービスを行います。

サービス見込量

○ アンケート結果や施設入所者等の状況を踏まえて次のように見込みます。

地域移行支援	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用人数 (人/月)	0	1	1	2	2	2

※平成29年度は見込

3 地域定着支援

居宅において、単身のために地域生活が不安定な人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。

サービス見込量

○ 今後の利用ニーズ等を踏まえて次のように見込みます。

地域定着支援	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

※平成29年度は見込

(5) 障害児通所支援

1 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

サービス見込量

- 実績及びアンケートでの利用希望を踏まえて次のように見込みます。また、事業所への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援を行い見込量の確保に努めます。

児童発達支援	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用日数 (人日/月)	113	145	157	170	180	190
利用人数 (人/月)	30	39	43	45	50	55

※平成29年度は見込

2 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行います。

サービス見込量

- 今後の利用ニーズ等を踏まえて次のように見込みます。また、事業所への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援を行い見込量の確保に努めます。

医療型 児童発達支援	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用日数 (人日/月)	0	0	0	5	5	5
利用人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

※平成29年度は見込

3 放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

サービス見込量

- 実績及びアンケートでの利用希望を踏まえて次のように見込みます。また、事業所への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援を行い見込量の確保に努めます。

放課後等 デイサービス	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用日数 (人日/月)	170	221	278	300	350	350
利用人数 (人/月)	19	22	31	40	50	50

※平成29年度は見込

4 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して、障がいのある子ども以外の子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。

サービス見込量

- 今後の利用ニーズ等を踏まえて次のように見込みます。また、事業所への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援を行い見込量の確保に努めます。

保育所等訪問支援	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用日数 (人日/月)	0	0	0	2	2	2
利用人数 (人/月)	0	0	0	5	5	5

※平成29年度は見込

5 居宅訪問型児童発達支援【新規】

重度の障がい等により外出が困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して、発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練）を行います。

サービス見込量

- アンケートでの利用希望を踏まえて次のように見込みます。また、事業所への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援を行い見込量の確保に努めます。

居宅訪問型 児童発達支援	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用日数 (人日/月)	-	-	-	5	5	10
利用人数 (人/月)	-	-	-	1	1	2

(6) 障害児相談支援

障がいのある児童について、障害児通所支援を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

サービス見込量

- 今後の利用ニーズ等を踏まえて次のように見込みます。また、事業所への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援を行い見込量の確保に努めます。

障害児相談支援	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用人数 (人/月)	2	5	20	30	30	30

※平成29年度は見込

4-4 地域生活支援事業の見込みと確保策

1 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を送れることを目的に、障がいのある人自身や家族の方、介護を行う方などからの相談を総合的に受け付け、障害福祉サービスに関する情報の提供や利用の援助、権利擁護のための必要な援助を行います。

サービスの見込

- 基幹相談支援センターの設置の検討も含め、相談支援体制の強化を進めます。

相談支援事業	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

基幹相談支援センターの設置	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
設置の有無	無	無	無	検討	検討	実施

2 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民の方に障がいのある人への理解を深めるための研修等を実施します。

サービスの見込

- 広報やホームページ等を活用して普及啓発を行います。

理解促進研修・啓発事業	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

3 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動を支援します。

サービスの見込

○ 平成30年度から事業の実施を予定しています。

自発的活動支援 事業	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施の有無	無	無	無	有	有	有

4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援して権利の擁護を図ります。

サービス見込量

○ 実績を踏まえて次のように見込みます。

成年後見制度利用 支援事業	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用人数 (人/年)	3	4	3	4	4	4

※平成29年度は見込

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を図ります。

サービスの見込

○ 近隣市町との合同開催を含めてどのような支援体制が適切か検討します。

成年後見制度法人 後見支援事業	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施の有無	無	無	無	検討	検討	実施

6 意思疎通支援事業

⑥-1 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思の疎通が困難な障がいのある人に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障がいのある人とその周りの人との意思疎通を円滑なものにするよう努めます。

⑥-2 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

⑥-3 手話通訳者設置事業

手話を必要とする聴覚障がい者に対応できるよう、町役場等への手話通訳者の設置を検討します。

サービス見込量

○ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話奉仕員養成研修事業については、実績を踏まえて次のように見込みます。手話通訳者設置については、実施に向けた検討を行います。

意思疎通支援事業	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業実利用人数 (人/月)	6	5	6	6	6	6
手話奉仕員養成研修事業(人)	3	1	2	3	3	3
手話通訳者設置事業	0	0	0	検討	検討	実施

※平成29年度は見込

7 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がいのある児童を対象に、日常生活に必要な用具を給付または貸与します。

サービス見込量

○ 実績を踏まえて次のように見込みます。

日常生活用具 給付等事業	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
(1) 介護・訓練 支援用具 (件/年)	3	3	3	3	3	3
(2) 自立生活 支援用具 (件/年)	6	6	6	6	6	6
(3) 在宅療養等 支援用具 (件/年)	6	7	6	6	6	6
(4) 情報・意思 疎通支援用具 (件/年)	2	8	5	5	5	5
(5) 排泄管理 支援用具 (件/年)	72	72	72	72	72	72
(6) 住宅改修費 (件/年)	2	0	1	1	1	1

※平成29年度は見込

8 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上に必要な外出及び研修への出席等の社会参加のための外出の際の支援を行います。提供に際しては、個別支援型・グループ支援型での対応を図ります。

サービス見込量

○ 実績を踏まえて次のように見込みます。

移動支援事業	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
事業所数	6	7	6	6	6	6
利用人数 (人/月)	14	14	13	14	14	14
利用時間 (時間/月)	20	16	15	17	17	17

※平成29年度は見込

9 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が通うことによって、地域生活の支援を行います。

サービス見込量

○ 実績を踏まえて次のように見込みます。

地域活動支援センター事業		第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
施設	か所	4	5	5	5	5	5
	人	9	6	7	8	8	8

※平成29年度は見込

10 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅での生活が困難と思われる障がいのある人に対して、居室等設備の利用を低額な料金で提供し、地域生活の支援を行います。

サービス見込量

○ 実績を踏まえて次のように見込みます。

福祉ホーム事業		第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/年)		1	1	1	1	1	1

※平成29年度は見込

11 訪問入浴サービス事業

入浴困難な在宅の障がいのある人に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、入浴の介護を行います。

サービス見込量

○ 実績を踏まえて次のように見込みます。

訪問入浴サービス事業		第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)		3	3	4	4	4	4

※平成29年度は見込

12 日中一時支援事業

在宅で介護をしている家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人の日中における活動の場の提供や介護等を行います。

サービス見込量

○ 利用の希望が多いことから、次のように見込みます。

日中一時支援事業	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	41	46	52	55	58	61

※平成29年度は見込

13 自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

障がいのある人が自動車運転免許の取得及び自動車を改造する際に要する費用の一部を助成することで、障がいのある人の社会参加を促進します。

サービス見込量

○ 実績を踏まえて次のように見込みます。

自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業	第4期計画 [実績]			第5期計画 [見込み]		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	1

※平成29年度は見込

4-5 その他障害福祉サービス

① 自立支援医療費の支給

自立支援医療は、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な心身の障がいの除去、軽減を図る医療であり、次の3つにより構成されています。医療費の一部を支給し、自己負担分を軽減する制度で、引き続き実施に努めます。

自立支援医療の構成	内 容
育成医療	身体障がいのある児童（18歳未満）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。
更生医療	身体障がいのある人（18歳以上）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。
精神通院医療	精神障がいのある人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

② 療養介護医療費の支給

医療が必要で、なおかつ常時介護を必要とする身体障がい者が療養介護のサービスを受けた際に、それに要した医療費の一部支給を行います。

③ 補装具費の支給

補装具は、障がいのある人の身体上の障がいを補い、日常生活や職業生活をしやすくするために、長期間にわたり継続して使用されるものです。障がいのある人が、補装具の購入や修理が必要な場合、購入や修理にかかる費用を支給します。

④ 重度心身障害児扶養手当の支給

重度心身障がいのある児童を扶養している人に、手当の支給を行います。

⑤ 難病患者等福祉手当の支給

難病患者の方、又はその介護者の方に対し、手当の支給を行います。

⑥ 紙おむつ給付事業

重度心身障がいのある人で、紙おむつを使用されている人に対して、紙おむつ給付券の交付を行います。

第 5 章 計画の推進体制

5-1 推進体制の整備

(1) 関係機関・団体との連携強化

保健・福祉施策を推進するにあたっては、行政のみならず、社会福祉協議会や民生・児童委員、ボランティア団体等関係機関との協働体制が大変重要となります。このため、これら関係機関・団体等との連携を強化し、地域福祉活動の基盤となる体制の整備を進めます。

(2) 地域社会の理解の促進

計画の推進にあたっては、障がいや障がいのある人に対する住民相互及び地域社会の理解が不可欠であることから、「共に生き、共に支え合う共生社会の実現」に向けた啓発・広報活動を進めます。

(3) 自立支援協議会の活用

障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用の関係者及び関係団体、関係機関により構成される自立支援協議会については、障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関相互の連絡を図る必要があります。このため、自立支援協議会においては、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等との連携を図るとともに、適切な相談支援体制の在り方や関係機関のネットワーク構築等に関する検討・協議を行うなど、その活用に向けた取り組みを進めます。

また、「障がい福祉計画」を策定するにあたっては、自立支援協議会の意見を聴くように努めます。

(4) 国・県・近隣市町との連携強化

障がいのある人を取り巻く問題の複雑化や多様化の進む中、町単独で実施することが難しい事業が出てきているのが現状です。このため、今後は近隣の市町をはじめ、障害保健福祉圏域での広域対応や県との連携を図ることにより、充実した事業の実施体制の整備・確保に努めます。

5-2 計画の推進主体

本計画を推進していくにあたっては、町民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、地域で担う役割に対して積極的に取り組んでいく協働体制を整備する必要があります。

このため、町が中心となり、関係機関・団体、障がい当事者などと連携をとりながら、計画の実施を図ります。

5-3 計画の進行管理

(1) 計画におけるPDCAサイクル

PDCAサイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、点検・評価を行います。

PDCAサイクルとは、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Action)」のプロセスを順に実施するマネジメント手法です。

(2) 点検・評価結果の反映

計画の点検・評価を行い、必要な見直しを施策に反映させ、目標の達成に向けた取り組みを進めます。

1 策定経過

年月日	項目	主な内容
平成29年 6月22日 ～ 7月10日	計画策定のための 実態調査（アンケート）	【アンケート調査実施】 ・対象：平成29年6月1日時点の障がい者手帳等 所持者（施設入所者含む） 1,000（無作為抽出） ・方法：郵送による配布・回収 ・回答数：428票（回答率42.8%）
平成29年 8月17日	第1回策定委員会	・委嘱状交付 ・委員長及び委員長職務代理者の選出 ・壬生町障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児 福祉計画の策定について ・アンケート調査票について ・今後のスケジュール等について
平成29年 9月20日	自立支援協議会	・アンケート調査結果について ・壬生町障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児 福祉計画（素案たたき台）について
平成29年 10月19日	第2回策定委員会	・アンケート調査結果について ・壬生町障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児 福祉計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
平成29年 12月1日 ～ 平成30年 1月9日	パブリックコメント	・計画案に対する町民意見の募集
平成30年 1月31日	自立支援協議会	・パブリックコメント結果について ・壬生町障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児 福祉計画（案）について
平成30年 2月15日	第3回策定委員会	・パブリックコメント結果について ・壬生町障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児 福祉計画（案）について

2 壬生町障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定委員会委員名簿

任期：平成29年8月17日～計画策定の日まで

	所 属 名	氏 名	備 考
1	壬生町医師会の代表者	荒川 博	委員長
2	壬生町自治会連合会の代表者	大西 良雄	
3	壬生町議会教育民生常任委員会の代表者	遠藤 恭子	
4	壬生町民生委員児童委員協議会の代表者	小林 徳二	
5	壬生町自立支援協議会の代表者	松野 直之	
6	社会福祉法人せせらぎ会の代表者	佐藤 直之	
7	壬生町身体障害者福祉会の代表者	神永 榮	副委員長
8	壬生町心身障害児者親の会の代表者	臼井 正敏	
9	とちぎ訪問看護ステーションみぶの代表者	藤田 みかる	
10	栃木県県南健康福祉センターの代表者	関田 恵三子	
11	栃木健康福祉センターの代表者	小池 亜紀子	
12	獨協医科大学病院の代表者	岩本 良子	
13	壬生町社会福祉協議会事務局の代表者	大橋 誠	
14	壬生町就労支援施設むつみの森施設長	中荒井 孝子	
15	壬生町こども発達支援センタードリームキッズ園長	小林 奈美子	
16	壬生町副町長	櫻井 康雄	

事 務 局	民生部長	倉井 利一	
	民生部健康福祉課長	臼井 浩一	
	民生部こども未来課長	大橋 肇	
	民生部健康福祉課副主幹兼障がい福祉係長	中川 崇行	
	民生部こども未来課主幹兼子育て支援係長	高山 美智子	
	民生部健康福祉課主事	小平 友里恵	

3 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

壬生町障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定のための実態調査（アンケート）の概要は以下のとおりです。

○ 調査の目的

本調査は、障がい者施策の理念や基本方針に関する「壬生町障がい者基本計画」と、障がい福祉サービス等の提供に関する「壬生町障がい福祉計画」の計画期間が平成29年度で終了するため、新たな障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定に向けて、障がいのある方の生活実態や意識、ご意見・ご要望などを把握し、その基礎資料とすることを目的とする。

○ 調査の対象

平成29年6月1日時点の障がい者手帳等所持者（施設入所者含む）1,000名を無作為抽出。（内訳は以下のとおり）

・身体障害者手帳取得者	500名
・療育手帳取得者	230名
・精神障害者保健福祉手帳取得者	121名
・特定疾患医療受給者証取得者	201名
・障害児通所サービス利用者	65名

○ 調査の方法

調査票を郵送により配布し、同封の返信用封筒により返送・回収した。
※本人記入方式（本人が記入できない場合は家族及び支援者）

○ 調査の期間

平成29年6月22日（木）～平成29年7月10日（月）

○ 回収状況

配布数1,000票に対して、回答数は428票、回答率は42.8%でした。

配布数	回答数	回答率
1,000票	428票	42.8%

○ 調査結果の表記について

1：不明は無回答を含む。

2：構成比（%）は、非該当、不明を除く。

3：グラフ中、nは、有効回答数〔回答数（全体）から非該当、不明を差し引いた値〕を示す。

4：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%に一致しない場合がある。

(2) 集計結果

1) 回答者の属性について

問1. 記入者の属性 [単数回答]

No.	カテゴリ名	n	%
1	1. ご本人	183	63.3
2	2. 本人のご家族	103	35.6
3	3. 家族以外の介助者	3	1.0
	不明	139	
	全体	428	100.0

※合計の割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%に一致していない。

問3. 年齢 [単数回答]

No.	カテゴリ名	n	%
1	1. 18歳未満	39	9.2
2	2. 18歳～19歳	8	1.9
3	3. 20歳～29歳	27	6.4
4	4. 30歳～39歳	40	9.5
5	5. 40歳～49歳	60	14.2
6	6. 50歳～59歳	48	11.3
7	7. 60歳～64歳	23	5.4
8	8. 65歳～69歳	51	12.1
9	9. 70歳～74歳	71	16.8
10	10. 75歳以上	56	13.2
	不明	5	
	全体	428	100.0

問5. 現在の同居家族（世帯構成）
[複数回答]

No.	カテゴリ名	n	%
1	1. 父母・祖父母・兄弟	145	34.5
2	2. 配偶者(夫または妻)	197	46.9
3	3. 子ども	108	25.7
4	4. その他	27	6.4
5	5. 施設等で暮らしている	19	4.5
6	6. いない(一人で暮らしている)	37	8.8
	不明	8	
	全体	428	100.0

問7. 介助者の属性 [複数回答]
[問6で「2」、「3」と回答した方対象]

No.	カテゴリ名	n	%
1	1. 父母・祖父母・兄弟	91	41.9
2	2. 配偶者(夫または妻)	83	38.2
3	3. 子ども	27	12.4
4	4. ホームヘルパーや施設の職員	39	18.0
5	5. その他の人(ボランティア等)	5	2.3
	不明	28	
	有効回答数(n)	245	100.0
	非該当	183	
	全体	428	

問2. 性別 [単数回答]

No.	カテゴリ名	n	%
1	1. 男	220	53.1
2	2. 女	194	46.9
	不明	14	
	全体	428	100.0

問4. 居住地区 [単数回答]

No.	カテゴリ名	n	%
1	1. 安塚小学校区	65	15.9
2	2. 壬生北小学校区	31	7.6
3	3. 羽生田小学校区	13	3.2
4	4. 稲葉小学校区	26	6.4
5	5. 壬生東小学校区	74	18.1
6	6. 陸小学校区	72	17.6
7	7. 壬生小学校区	106	25.9
8	8. 藤井小学校区	10	2.4
9	9. わからない	12	2.9
	不明	19	
	全体	428	100.0

問6. 日常生活での介助の有無
[単数回答]

	1. 一人でできる	2. 部分的に介助が必要	3. 全面的に介助が必要	不明	全体	有効回答数n
①食事	357	38	21	12	428	416
	85.8	9.1	5.0		100.0	
②入浴	325	50	42	11	428	417
	77.9	12.0	10.1		100.0	
③トイレ	352	41	25	10	428	418
	84.2	9.8	6.0		100.0	
④着替え	326	62	29	11	428	417
	78.2	14.9	7.0		100.0	
⑤家事	229	65	109	25	428	403
	56.8	16.1	27.0		100.0	
⑥家の中	360	30	24	14	428	414
	87.0	7.2	5.8		100.0	
⑦外出	226	94	91	17	428	411
	55.0	22.9	22.1		100.0	
⑧意思疎通	289	77	38	24	428	404
	71.5	19.1	9.4		100.0	
⑨お金管理	259	59	94	16	428	412
	62.9	14.3	22.8		100.0	
⑩薬の管理	286	41	87	14	428	414
	69.1	9.9	21.0		100.0	

※①、④、⑤の合計の割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%に一致していない。

問8. 介助者である家族の属性 [単数回答] [問7で「1」「2」「3」と回答した方対象]

① 年齢

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 18歳未満	0	0.0
2	2. 18歳～19歳	0	0.0
3	3. 20歳～29歳	1	0.6
4	4. 30歳～39歳	24	13.3
5	5. 40歳～49歳	25	13.8
6	6. 50歳～59歳	28	15.5
7	7. 60歳～64歳	25	13.8
8	8. 65歳～69歳	30	16.6
9	9. 70歳～74歳	24	13.3
10	10. 75歳以上	24	13.3
	不明	5	
	有効回答数(n)	186	100.0
	非該当	242	
	全体	428	

② 性別

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 男	53	28.8
2	2. 女	131	71.2
	不明	2	
	有効回答数(n)	186	100.0
	非該当	242	
	全体	428	

③ 健康状態

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. よい	37	20.1
2	2. ふつう	104	56.5
3	3. よくない	43	23.4
	不明	2	
	有効回答数(n)	186	100.0
	非該当	242	
	全体	428	

問9. 生活上の収入について [複数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 勤め先の給与・賃金	77	19.2
2	2. 施設・作業所などの工賃	18	4.5
3	3. 年金(障害年金含む)	264	65.8
4	4. 手当(特別障害者手当など)	11	2.7
5	5. 生活保護費	10	2.5
6	6. 事業・財産収入 (自営業・家賃収入など)	13	3.2
7	7. 家族の収入や仕送り	120	29.9
8	8. その他	8	2.0
	不明	27	
	全体	428	100.0

2) 障がいの状況について

問10. 身体障害者手帳の所有状況 [単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 1級	71	18.3
2	2. 2級	58	14.9
3	3. 3級	37	9.5
4	4. 4級	52	13.4
5	5. 5級	12	3.1
6	6. 6級	15	3.9
7	7. 持っていない	144	37.0
	不明	39	
	全体	428	100.0

※合計の割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%に一致していない。

問11. 主たる身体障がいの種類 [単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 視覚障がい	16	7.5
2	2. 聴覚障がい	19	9.0
3	3. 音声・言語・そしゃく機能障がい	12	5.7
4	4. 肢体不自由(上肢)	22	10.4
5	5. 肢体不自由(下肢)	60	28.3
6	6. 肢体不自由(体幹)	16	7.5
7	7. 内部障がい(1～6以外)	67	31.6
	不明	216	
	全体	428	100.0

問12. 療育手帳の所有状況

[単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. A1判定	12	3.2
2	2. A2判定	26	7.0
3	3. B1判定	25	6.8
4	4. B2判定	29	7.8
5	5. 持っていない	278	75.1
	不明	58	
	全体	428	100.0

※合計の割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%に一致していない。

問13. 精神障害者保健福祉手帳の所有状況
[単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 1級	11	2.9
2	2. 2級	35	9.3
3	3. 3級	9	2.4
4	4. 持っていない	321	85.4
	不明	52	
	全体	428	100.0

問14. 難病（特定疾患）の認定の有無
[単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 受けている	93	23.7
2	2. 受けていない	300	76.3
	不明	35	
	全体	428	100.0

問15. 発達障がいとして診断された経験の有無 [単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. ある	41	10.9
2	2. ない	336	89.1
	不明	51	
	全体	428	100.0

問16. 現在受けている医療ケアの種類
[単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 気管切開	8	3.7
2	2. 人工呼吸器(レスピレーター)	4	1.9
3	3. 吸入	8	3.7
4	4. 吸引	6	2.8
5	5. 胃ろう・腸ろう	10	4.7
6	6. 鼻腔経管栄養	1	0.5
7	7. 中心静脈栄養(IVH)	2	0.9
8	8. カテーテル留置	12	5.6
9	9. 服薬管理	130	60.5
10	10. その他	80	37.2
	不明	213	
	全体	428	100.0

3) 住まいや暮らしについて

問17. 現在の暮らし方 [単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 一人で暮らしている	36	8.5
2	2. 家族と暮らしている	351	83.2
3	3. グループホームで暮らしている	14	3.3
4	4. 福祉施設で暮らしている	11	2.6
5	5. 病院に入院している	7	1.7
6	6. その他	3	0.7
	不明	6	
	全体	428	100.0

問18. 将来の暮らし方の希望について [単数回答]
[問17で「4」「5」と回答した方対象]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 今のまま生活したい	9	60.0
2	2. グループホームなどを利用したい	0	0.0
3	3. 家族と一緒に生活したい	3	20.0
4	4. 一般の住宅で一人暮らしをしたい	1	6.7
5	5. その他	2	13.3
	不明	3	
	有効回答数(n)	18	100.0
	非該当	410	
	全体	428	

問19. 地域で生活するに当たって必要な支援 [単数回答]
[問17で「4」「5」と回答した方対象]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 在宅で医療ケアなどが適切に得られること	5	35.7
2	2. 障がい者に適した住居の確保	5	35.7
3	3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること	6	42.9
4	4. 生活訓練等の充実	2	14.3
5	5. 経済的な負担の軽減	9	64.3
6	6. 相談対応等の充実	5	35.7
7	7. 地域住民等の理解	4	28.6
8	8. コミュニケーションについての支援	4	28.6
9	9. その他	1	7.1
	不明	4	
	有効回答数(n)	18	100.0
	非該当	410	
	全体	428	

問20. 近所づきあいの程度 [複数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 会ったときにあいさつをかわす	333	80.4
2	2. 世間話をする	145	35.0
3	3. 一緒に外出したりする	40	9.7
4	4. お互いの家を訪問する	49	11.8
5	5. 相談を聞いてもらう	28	6.8
6	6. 地域の活動やイベントと一緒に参加する	64	15.5
7	7. その他	15	3.6
8	8. 特につきあいはない	96	23.2
	不明	14	
	全体	428	100.0

問21. 「地域社会における共生」の進捗度
[単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. かなり進んでいる	12	3.0
2	2. 少しは進んでいる	81	20.2
3	3. あまり進んでいない	97	24.2
4	4. 進んでいない	62	15.5
5	5. わからない	149	37.2
	不明	27	
	全体	428	100.0

※合計の割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%に一致していない。

問22. 近所・地域の人にしてほしい支援
[複数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 日常的な安否確認の声かけ	75	20.9
2	2. 話し相手、情報提供	83	23.1
3	3. 外出時の自発的な声かけ	40	11.1
4	4. 外出時のちょっとした手伝い	21	5.8
5	5. ちょっとした家事の手伝い	16	4.5
6	6. 短時間の子どもの預かり	14	3.9
7	7. 災害や急病などの緊急時の支援	143	39.8
8	8. 民生委員など地域福祉の中心となる人との関係づくり	100	27.9
9	9. 何もしてほしくない	75	20.9
10	10. その他	31	8.6
	不明	69	
	全体	428	100.0

4) 日中活動や就労について

問23. 外出の頻度 [単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 毎日外出する	180	44.1
2	2. 一週間に数回外出する	167	40.9
3	3. めったに外出しない	53	13.0
4	4. まったく外出しない	8	2.0
	不明	20	
	全体	428	100.0

問24. 外出の際の主な同伴者 [単数回答]
[問23で「4」以外と回答した方対象]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 父母・祖父母・兄弟	78	22.7
2	2. 配偶者(夫または妻)	84	24.4
3	3. 子ども	19	5.5
4	4. ホームヘルパーや施設の職員	17	4.9
5	5. その他の人(ボランティア等)	4	1.2
6	6. 一人で外出する	142	41.3
	不明	68	
	有効回答数(n)	400	100.0
	非該当	28	
	全体	428	

問25. 外出の目的 [複数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 通勤・通学・通所	145	37.2
2	2. 訓練やリハビリに行く	36	9.2
3	3. 医療機関への受診	249	63.8
4	4. 買い物に行く	264	67.7
5	5. 友人・知人に会う	104	26.7
6	6. 趣味やスポーツをする	62	15.9
7	7. グループ活動に参加する	30	7.7
8	8. 散歩に行く	132	33.8
9	9. その他	26	6.7
	不明	38	
	全体	428	100.0

問26. 外出時に困ること [複数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 公共交通機関が少ない(ない)	104	34.0
2	2. 列車やバスの乗り降りが困難	51	16.7
3	3. 道路や駅に階段や段差が多い	84	27.5
4	4. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	29	9.5
5	5. 外出先の建物の設備が不便	46	15.0
6	6. 介助者が確保できない	16	5.2
7	7. 外出にお金がかかる	71	23.2
8	8. 周囲の目が気になる	47	15.4
9	9. 発作など突然の身体の変化が心配	70	22.9
10	10. 困ったときにどうすればいいのか心配	54	17.6
11	11. その他	54	17.6
	不明	122	
	全体	428	100.0

問27. 平日の日中の過ごし方 [単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	85	21.7
2	2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	2	0.5
3	3. 専業主婦(主夫)をしている	42	10.7
4	4. 福祉施設、作業所等に通っている	37	9.4
5	5. 病院などのデイケアに通っている	9	2.3
6	6. リハビリテーションを受けている	5	1.3
7	7. 自宅で過ごしている	152	38.8
8	8. 入所している施設や病院等で過ごしている	17	4.3
9	9. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	0	0.0
10	10. 特別支援学校(小中高等部)に通っている	9	2.3
11	11. 一般の高校、小中学校に通っている	16	4.1
12	12. 幼稚園、保育所、障がい児通園施設などに通っている	11	2.8
13	13. その他	7	1.8
	不明	36	
	全体	428	100.0

問29. 就労意向 [単数回答]

[問27で「1」以外と回答した方対象]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 仕事をしたい	49	46.2
2	2. 仕事はしたくない、できない	57	53.8
	不明	237	
	有効回答数(n)	343	100.0
	非該当	85	
	全体	428	100.0

問31. 就労支援や就労が定着するために必要だと思う支援 [複数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 通勤手段の確保	110	48.0
2	2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	62	27.1
3	3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮	106	46.3
4	4. 在宅勤務の拡充	56	24.5
5	5. 職場の障がい者理解	151	65.9
6	6. 職場の上司や同僚に障がいの理解があること	138	60.3
7	7. 職場で介助や援助等が受けられること	61	26.6
8	8. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	73	31.9
9	9. 企業ニーズに合った就労訓練	51	22.3
10	10. 仕事についての職場外での相談対応、支援	63	27.5
11	11. 職場と家族との連絡調整	56	24.5
12	12. 生活リズムや家計、体調の管理などの相談	72	31.4
13	13. その他	19	8.3
	不明	199	
	全体	428	100.0

問28. 仕事の勤務形態 [単数回答]

[問27で「1」と回答した方対象]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	25	27.5
2	2. 正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある	4	4.4
3	3. パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	38	45.1
4	4. 自営業、農林水産業など	14	18.7
5	5. その他	4	4.4
	不明	0	
	有効回答数(n)	85	100.0
	非該当	252	
	全体	428	

※合計の割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%に一致していない。

問30. 就労するための職業訓練の希望有無

[単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. すでに職業訓練を受けている	18	8.8
2	2. 職業訓練を受けたい	58	28.4
3	3. 職業訓練を受けたくない、受ける必要はない	128	62.7
	不明	224	
	全体	428	100.0

※合計の割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%に一致していない。

問32. 通園・通学の際に困ること

[複数回答] [通園・通学している方対象]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 通園・通学の送迎	14	19.4
2	2. 他の児童・生徒の理解と配慮	15	20.8
3	3. 教職員の指導の仕方	12	16.7
4	4. 通園・通学生活での本人の成長	17	23.6
5	5. 今後の進路について	28	38.9
6	6. 子どもの将来について	27	37.5
7	7. 保育や教育・療育に関する情報が少ない	10	13.9
8	8. 療育・リハビリテーションの機会が少ない	9	12.5
9	9. 幼稚園・保育園のように毎日通える療育の施設がない	6	8.3
10	10. 費用など経済的な負担	18	25.0
11	11. その他	6	8.3
12	12. 特に困っていることや心配はない	26	36.1
	不明	356	
	全体	428	100.0

問33. 障がいや発達障がいに気付いたきっかけ
[複数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 病院などの医療機関による受診・健診	75	56.8
2	2. 保健センターで実施する健診	12	9.1
3	3. 小学校で実施する就学時健康診断	4	3.0
4	4. 保育園・幼稚園の助言	9	6.8
5	5. 学校の助言	5	3.8
6	6. 家族による気づき	40	30.3
7	7. その他	14	10.6
	不明	296	
	全体	428	100.0

問34. 通園・通学する上で必要な支援
[複数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 送迎など、通園・通学のサポート	28	36.8
2	2. 学習支援や介助など園・学校生活のサポート	28	36.8
3	3. 生活訓練や職業訓練など専門的な指導	22	28.9
4	4. 投薬や喀痰吸引など医療的ケア	8	10.5
5	5. 福祉サービス事業所など外部の支援機関との連携	25	32.9
6	6. 仲間・友人づくり	30	39.5
7	7. その他	15	19.7
	不明	352	
	全体	428	100.0

5) 障がい福祉サービスの利用について

問35. 認定を受けている障害支援区分
[単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 区分1	5	1.6
2	2. 区分2	9	2.8
3	3. 区分3	12	3.7
4	4. 区分4	8	2.5
5	5. 区分5	2	0.6
6	6. 区分6	3	0.9
7	7. 受けていない	282	87.9
	不明	107	
	全体	428	100.0

問36. 介護保険の利用有無
[単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 利用している	56	14.6
2	2. 利用していない	327	85.4
	不明	45	
	全体	428	100.0

問37. 該当する要介護度 [単数回答] [問36で「1」と回答した方対象]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 要支援1	9	17.6
2	2. 要支援2	7	13.7
3	3. 要介護1	6	11.8
4	4. 要介護2	10	19.6
5	5. 要介護3	6	11.8
6	6. 要介護4	9	17.6
7	7. 要介護5	4	7.8
	不明	5	
	全体	56	100.0

※合計の割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%に一致していない。

問38. 障がい福祉サービスの現在の利用状況及び今後の利用意向 [単数回答]

	現在の利用状況				今後の利用意向			
	①利用している	②利用していない	不明	有効回答数 n	①利用したい	②利用しない	不明	有効回答数 n
1. 居宅介護(ホームヘルプ)	12	267	149	279	69	181	178	250
	4.3	95.7			27.6	72.4		
2. 重度訪問介護	5	268	155	273	53	184	191	237
	1.8	98.2			22.4	77.6		
3. 同行援護	2	265	161	267	55	179	194	234
	0.7	99.3			23.5	76.5		
4. 行動援護	4	268	156	272	59	171	198	230
	1.5	98.5			25.7	74.3		
5. 重度障害者等包括支援	5	267	156	272	54	179	195	233
	1.8	98.2			23.2	76.8		
6. 生活介護	25	254	149	279	72	168	188	240
	9.0	91.0			30.0	70.0		
7. 自立訓練(機能訓練、生活訓練)	17	254	157	271	76	160	192	236
	6.3	93.7			32.2	67.8		
8. 就労移行支援	7	260	161	267	50	176	202	226
	2.6	97.4			22.1	77.9		
9. 就労継続支援(A型、B型)	22	246	160	268	57	172	199	229
	8.2	91.8			24.9	75.1		
10. 就労定着支援					54	163	211	217
					24.9	75.1		
11. 療養介護	4	272	152	276	56	177	195	233
	1.4	98.6			24.0	76.0		
12. 短期入所(ショートステイ)	20	261	147	281	77	164	187	241
	7.1	92.9			32.0	68.0		
13. 共同生活援助(グループホーム)	13	264	151	277	63	174	191	237
	4.7	95.3			26.6	73.4		
14. 施設入所支援	4	270	154	274	54	171	203	225
	1.5	98.5			24.0	76.0		
15. 相談支援	43	233	152	276	131	118	179	249
	15.6	84.4			52.6	47.4		
16. 地域移行支援	3	260	165	263	50	176	202	226
	1.1	98.9			22.1	77.9		
17. 地域定着支援	4	254	170	258	61	164	203	225
	1.6	98.4			27.1	72.9		
18. 児童発達支援	17	220	191	237	32	170	226	202
	7.2	92.8			15.8	84.2		
19. 医療型児童発達支援	2	232	194	234	23	176	229	199
	0.9	99.1			11.6	88.4		
20. 放課後等デイサービス	11	219	198	230	32	162	234	194
	4.8	95.2			16.5	83.5		
21. 保育所等訪問支援	1	224	203	225	17	173	238	190
	0.4	99.6			8.9	91.1		
22. 居宅訪問型児童発達支援					17	173	238	190
					8.9	91.1		
23. 福祉型児童入所支援	0	215	213	215	21	171	236	192
	0.0	100.0			10.9	89.1		
24. 医療型児童入所支援	0	219	209	219	15	178	235	193
	0.0	100.0			7.8	92.2		

※10と22は新規サービスのため、今後の利用意向のみ表記。

上段：実数(人)
下段：構成比(%)

6) 相談相手について

問39. 日常生活での困りごと [単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 健康状態に不安がある	144	40.6
2	2. 介助者の負担が大きい	34	9.6
3	3. 外出に支障がある	71	20.0
4	4. 住まいに支障がある	24	6.8
5	5. 就労について困っている	32	9.0
6	6. 障がいに対して周囲に理解がない	43	12.1
7	7. 必要な情報を得ることができない	36	10.1
8	8. 困ったときの相談相手がいない	37	10.4
9	9. 役所などの手続きが難しい	44	12.4
10	10. 近くにかかりつけの病院がない	20	5.6
11	11. 経済的に不安がある	88	24.8
12	12. 趣味や生きがいがない	40	11.3
13	13. その他	8	2.3
14	14. 特に困っていることはない	118	33.2
	不明	73	
	全体	428	100.0

問40. 困った時の相談相手 [複数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 家族や親せき	322	85.4
2	2. 友人・知人	89	23.6
3	3. 近所の人	27	7.2
4	4. 職場の上司や同僚	21	5.6
5	5. 施設の指導員など	47	12.5
6	6. ホームヘルパーなど サービス事業所の人	27	7.2
7	7. 障がい者団体や家族会	6	1.6
8	8. かかりつけの医師や看護師	115	30.5
9	9. 病院のケースワーカーや 介護保険のケアマネージャー	31	8.2
10	10. 民生委員・児童委員	14	3.7
11	11. 通園施設や保育所、幼稚園、 学校の先生	19	5.0
12	12. 相談支援事業所などの 民間の相談窓口	18	4.8
13	13. 行政機関の相談窓口	17	4.5
14	14. その他	17	4.5
	不明	51	
	全体	428	100.0

問41. 障がい福祉サービスで困っていること [複数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. どのようなサービスを利用できる のか分からない	158	62.5
2	2. 利用できる時間や回数が少ない	30	11.9
3	3. サービス利用の手続きが大変	39	15.4
4	4. 利用者負担について困っている	18	7.1
5	5. 利用したいサービスがない	56	22.1
6	6. その他	37	14.6
	不明	175	
	全体	428	100.0

問42. 障がい福祉サービス等の情報源 [複数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビや ラジオのニュース	131	38.3
2	2. 行政機関の広報誌	106	31.0
3	3. インターネット	61	17.8
4	4. 家族や親せき、友人・知人	118	34.5
5	5. サービス事業所の人や施設職員	54	15.8
6	6. 障がい者団体や家族会 (団体の機関紙など)	17	5.0
7	7. かかりつけの医師や看護師	78	22.8
8	8. 病院のケースワーカーや介護保 険のケアマネージャー	37	10.8
9	9. 民生委員・児童委員	12	3.5
10	10. 通園施設や保育所、幼稚園、学 校の先生	15	4.4
11	11. 相談支援事業所などの 民間の相談窓口	20	5.8
12	12. 行政機関の相談窓口	27	7.9
13	13. その他	19	5.6
	不明	86	
	全体	428	100.0

問43. 役場や事業所・団体等への相談方法 [複数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 電話やFAXでの相談	118	34.0
2	2. 電子メールでの相談	44	12.7
3	3. 自宅を訪問する相談	92	26.5
4	4. 休日や夜間の相談	33	9.5
5	5. 専門性の高い相談	60	17.3
6	6. 定期的な相談	40	11.5
7	7. 身近な地域での相談	44	12.7
8	8. 障がい者やその家族など 同じ立場の人による相談	53	15.3
9	9. どんな相談にも対応できる総合窓 口	144	41.5
10	10. その他	5	1.4
11	11. 特にない	49	14.1
	不明	81	
	全体	428	100.0

7) 権利擁護について

問44. 差別を感じた経験 [単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. ある	86	23.3
2	2. 少しある	85	23.0
3	3. ない	198	53.7
	不明	59	
	全体	428	100.0

問45. 差別を感じた場所 [複数回答]

[問44で「1」「2」と回答した方対象]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 学校・仕事場	65	38.3
2	2. 仕事を探すとき	35	20.4
3	3. 外出先	69	41.3
4	4. 余暇を楽しむとき	26	15.6
5	5. 病院などの医療機関	31	18.6
6	6. 住んでいる地域	34	20.4
7	7. その他	9	5.4
	不明	4	
	有効回答数(n)	171	100.0
	非該当	257	
	全体	428	100.0

問46. 障害者差別解消法の認知度 [単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 名前も内容も知っている	36	9.7
2	2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	78	21.0
3	3. 名前も内容も知らない	257	69.3
	不明	57	
	全体	428	100.0

問47. 社会的支援の進捗実感度 [単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 進んできている	37	10.2
2	2. 多少進んできている	82	22.6
3	3. どちらともいえない	233	64.2
4	4. 多少後退してきている	7	1.9
5	5. 後退してきている	4	1.1
	不明	65	
	全体	428	100.0

問48. 障がいに対する町民の理解を深めるために必要なこと [複数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 障がいや障がいの福祉についての関心や理解を深めるための啓発	144	52.4
2	2. 障がい者に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援	96	34.9
3	3. 学校等における福祉教育の充実	125	45.5
4	4. 障がい者への就労や生産活動の機会の提供	100	36.4
5	5. 福祉施設の地域住民への開放や地域住民との交流機会の促進	71	25.8
6	6. 障がい者の地域活動への参加機会の促進	55	20.0
7	7. その他	22	8.0
	不明	153	
	全体	428	100.0

問49. 成年後見制度の認知度 [単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 名前も内容も知っている	114	31.6
2	2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	120	33.2
3	3. 名前も内容も知らない	127	35.2
	不明	67	
	全体	428	100.0

問50. 成年後見制度の活用意向 [単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. すでに活用している	3	0.9
2	2. 今は必要ないが、将来は活用したい	109	31.4
3	3. 活用したいとは思わない	74	21.3
4	4. わからない	161	46.4
	不明	81	
	全体	428	100.0

8) 災害時の避難等について

問51. 災害時に1人で避難できるか否かについて [単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. できる	168	43.2
2	2. できない	134	34.4
3	3. わからない	87	22.4
	不明	39	
	全体	428	100.0

問52. 近所に助けてくれる人の有無 [単数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. いる	112	30.0
2	2. いない	117	31.4
3	3. わからない	144	38.6
	不明	55	
	全体	428	100.0

問53. 災害時に困ること [複数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 投薬や治療が受けられない	178	47.1
2	2. 補装具の使用が困難になる	39	10.3
3	3. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	43	11.4
4	4. 救助を求めることができない	62	16.4
5	5. 安全なところまで、迅速に避難することができない	165	43.7
6	6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない	85	22.5
7	7. 周囲とコミュニケーションがとれない	80	21.2
8	8. 避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	179	47.4
9	9. その他	19	5.0
10	10. 特になし	57	15.1
	不明	50	
	全体	428	100.0

問54. 災害に対しての備え方 [複数回答]

No.	カテゴリー名	n	%
1	1. 日頃から家族で災害時の対応を話し合っている	65	18.2
2	2. 非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄をしている	77	21.5
3	3. 疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている	66	18.4
4	4. 近所の人や知人等に、災害が発生したときの助けをお願いしている	20	5.6
5	5. 壬生町避難行動要支援名簿に登録している	33	9.2
6	6. 壬生町防災メールに登録している	21	5.9
7	7. 二次避難所(福祉避難所)を把握している	14	3.9
8	8. 地域等で行われている防災訓練に参加している	15	4.2
9	9. その他	6	1.7
10	10. 特になし	168	46.9
	不明	70	
	全体	428	100.0

4 用語解説

【あ行】

○意思疎通支援事業（いしそつうしえんじぎょう）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う。

○移動支援事業（いどうしえんじぎょう）

屋外での移動が困難な障がい者又は障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び研修への出席等の社会参加のための外出の際の移動支援を行う。

【か行】

○居宅介護（きょたくかいご）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行う。

○居宅訪問型児童発達支援（きょたくほうもんがたじどうはったつしえん）

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練）を行う。

○グループホーム（ぐるーぷほーむ）

地域社会の中の住宅で、共同で生活を営む知的障がい者や精神障がい者に対し、食事の提供や金銭管理の援助などの日常生活上の援助や、相談などを行うサービス。

○計画相談支援（けいかくそうだんしえん）

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者につき、障がい者の心身状況等を勘案し、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行う。

○高次脳機能障害（こうじのうきのうしょうがい）

交通事故による頭部外傷や脳血管疾患などにより、脳に損傷を受けると、運動機能や感覚機能だけでなく、言語、思考、記憶、行為、学習、注意など高次の精神機能の低下や喪失が生じる障がい。

○行動援護（こうどうえんご）

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行う。

【さ行】

○施設入所支援（しせつにゆうしょしえん）

施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。

○社会資源（しゃかいしげん）

社会的ニーズを充足する様々な物資や人材の総称。社会福祉施設、サービス、資金、制度、情報、知的・技能、人材など。

○重度障害者等包括支援（じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん）

常に介護を要する障がい者（障害支援区分6）等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助のサービスを包括的に行う。

○重度訪問介護（じゅうどほうもんかいご）

重度（障害支援区分4以上）の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常に介護が必要な人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

○就労移行支援（しゅうろういこうしえん）

就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う。

○就労継続支援A型（しゅうろうけいぞくしえんえーがた）

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う。

○就労継続支援B型（しゅうろうけいぞくしえんびーがた）

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う。

○就労定着支援（しゅうろうていちゃくしえん）

一般就労へ移行した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言などを行う。

○宿泊型自立訓練（しゅくはくがたじりつくんれん）

知的障がいまたは精神障がいのある人、難病を患っている方などに対して、障がい者支援施設等の居室などの設備を使いながら、自立した日常生活を営むことができるよう、夜間や休日に家事等の日常生活能力を向上させる支援や生活相談などの支援を行う。

○障害支援区分（しょうがいしえんくぶん）

障害者総合支援法で定める障害福祉サービスを利用する際の必要な区分。町もしくは町が委託した相談支援事業所が区分判定の調査を行い、その結果を基に町の審査会にて障害支援区分を認定する。区分は介護の必要度により、1から6までの6段階に分けられる。

○障害者自立支援法（しょうがいしゃじりつしえんほう）

身体障がい・知的障がい・精神障がいがある人に対する福祉サービスの一元化や利用者負担などを定めた法律。平成18年4月に一部施行、同年10月に全面施行。市町村を実施主体として、障がいのある人の地域生活への移行や就労に向けた施策を展開し、障がい者の自立を目指した支援を行う。

○障害者総合支援法（しょうがいしゃそうごうしえんほう）

障害者自立支援法に代わって、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称。障害者基本法の基本理念を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。

○障害保健福祉圏域（しょうがいほけんふくしけんいき）

各市町村域でのサービス提供が難しいと判断される課題に対応するため、県が複数市町村での広域的な対応を促進するために設定した圏域。

栃木県には、宇都宮、県西、県東、県南、県北、両毛の6つの障害保健福祉圏域があり、そのうち本町は県南障害保健福祉圏域に属する。

○情報アクセシビリティ（じょうほうあくせしびりてい）

高齢者や障がい者を含む多くの人々が、パソコンやスマートフォンなどによる情報関連のハードウェア、ソフトウェア、サービスを、不自由なく情報を取得あるいは発信できるようにすること。

○自立訓練（機能訓練）（じりつくんれん・きのうくんれん）

身体障がいのある人または難病を患っている方などに対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行う。

○自立訓練（生活訓練）（じりつくんれん・せいかつくんれん）

知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行う。

○自立生活援助（じりつせいかつえんじょ）

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問（助言や医療機関等との連絡調整）や、利用者からの相談・要請に応じた随時の対応（訪問、電話、メール等）により必要なサービスを行う。

○身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）

身体障害者福祉法に基づき、障がいの種類や程度により交付される手帳。障がいの程度により1級から6級に分けられる。

障がいの種類は、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障がいがある。障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

○生活介護（せいかつかいご）

障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

○精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）

精神保健福祉法に基づき交付される手帳。障がいの等級は1級から3級までである。障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

○成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

知的障がいや精神障がいのある人など判断能力が不十分とされる人々を対象に、契約を結ぶ時の支援や財産の管理等、権利を保護する援助者（成年後見人）を選ぶことで、法律的に支援する制度。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの種類がある。

○成年後見制度法人後見支援事業（せいねんこうけんせいどほうじんこうけんしえんじぎょう）

成年後見制度における後見等の業務を、適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。

○成年後見制度利用支援事業（せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう）

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

○相談支援事業（そうだんしえんじぎょう）

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。

【た行】**○短期入所（たんきにゅうしょ）**

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う。

○地域移行支援（ちいきいこうしえん）

障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行う。

○地域活動支援センター事業（ちいきかつどうしえんせんたーじぎょう）

障がい者及び障がい児に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行う。

○地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）

地域の実情に応じて、相談支援や日常生活用具の給付、移動支援などの生活をサポートする事業。必須事業と任意事業に分けられる。

○地域定着支援（ちいきていちゃくしえん）

単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行う。

○地域包括支援センター（ちいきほうかつしえんせんたー）

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、必要な援助を行う総合相談窓口で介護や福祉に関する様々な相談に応じ、関係機関と連携を図り、支援を行う。

○地域包括ケアシステム（ちいきほうかつけあしすてむ）

住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的にケアする体制。

○デマンドタクシー（でまんどたくしー）

町が運行事業者に委託して運行する乗合タクシー。利用者からの要望（予約）に応じて運行する。

○同行援護（どうこうえんご）

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を行う。

【な行】

○難病（なんびょう）

平成26年5月に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、難病は「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と規定されている。

また、難病の定義に該当する疾病のうち、医療費助成の対象となる「指定難病」は平成29年4月1日現在、330疾病となっている。

○日常生活用具給付等事業（にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう）

日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する。

【は行】

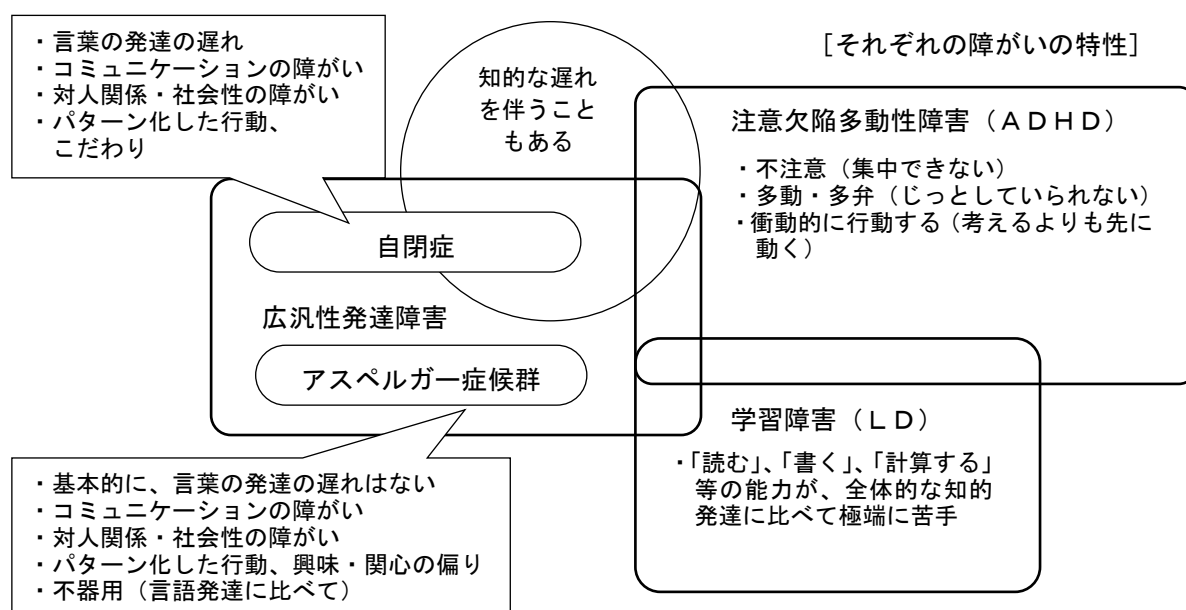
○発達支援（はったつしえん）

発達支援とは、発達障がい者（発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、発達障がい者のうち18歳未満のものを発達障がい児という）に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障がいの特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

○発達障がい（はったつしょうがい）

発達障害者支援法における発達障がいとは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義している。

発達障がいは、法で定義される個々の障がいが重複して表れるケースのほか、知的障がいを含むケースもあり、それぞれに応じた対応が必要となる。



○バリアフリー（ばりあふりー）

障がいのある人や高齢者等が社会参加する際、障壁となる物理的なバリアや社会的・制度的なバリアを解消するための取り組みをいう。また、バリアが解消された状態のことをいう。

○福祉ホーム事業（ふくしほーむじぎょう）

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。

○訪問入浴サービス事業（ほうもんにゆうよくさーびすじぎょう）

単身では入浴が困難な重度身体障がい者及び重度心身障がい児に対し、定期的に訪問入浴サービスの提供を行う。

【や行】

○ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

○要配慮者（ようはいりょしゃ）

一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等が挙げられる。

【ら行】

○リハビリテーション（りはびりてーしょん）

病人、あるいは障がいを受けた者に対し、その機能を最大限に回復させると同時に、機能の低下や損失、怪我や病気の場合に、精神的・身体的な快適さを得られるよう援助するための、医療的、心理的、社会的、職業的な処置の総称的概念。

○療育手帳（りょういくてちょう）

知的障がいがあると判断された人に対し交付される手帳。この手帳を持つことで福祉サービスの利用や交通費などの助成制度を利用することができる。障がいの等級は各都道府県により異なり、栃木県では「A1」、「A2」、「B1」、「B2」の4段階に分けられる。

○療養介護（りょうようかいご）

医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。

壬生町障がい者基本計画及び
第5期壬生町障がい福祉計画・第1期壬生町障がい児福祉計画

平成30年3月

壬生町 民生部 健康福祉課 障がい福祉係
こども未来課 子育て支援係

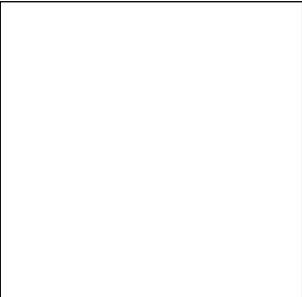
〒321-0292

栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号

Tel 0282 (81) 1829

Fax 0282 (81) 1121

<http://www.town.mibu.tochigi.jp>





▲せせらぎ会 生活介護事業所にて「さをり織り作品」

壬生町障がい者基本計画及び第5期壬生町障がい福祉計画・第1期壬生町障がい児福祉計画



平成30年3月 壬 生 町